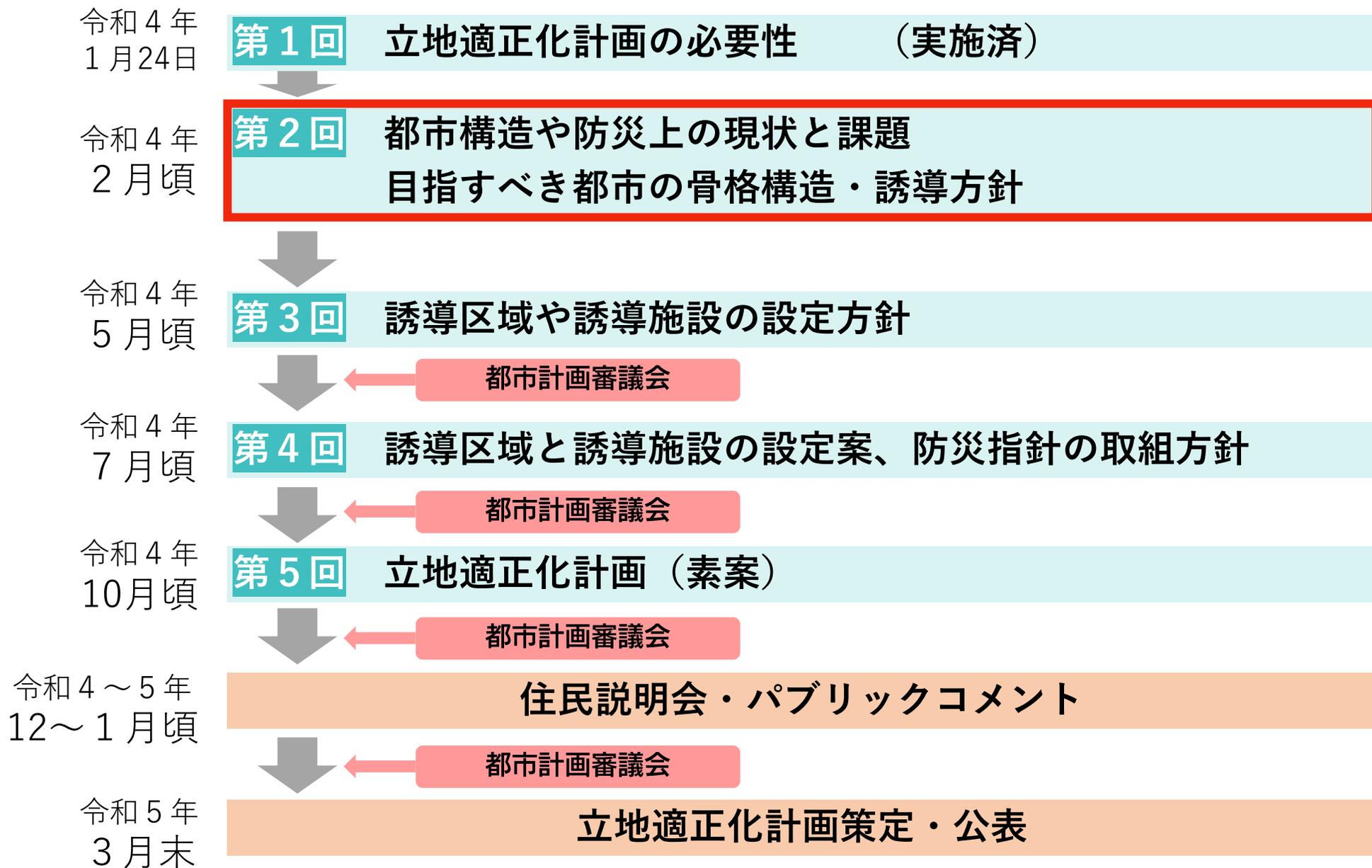


立地適正化計画策定に係る
第2回庁内検討委員会

- | | |
|--------------------|------|
| ①都市構造上の現状と課題 | …P2 |
| ②防災上の現状と課題 | …P23 |
| ③目指すべき都市の骨格構造・誘導方針 | …P30 |

令和4(2022)年
2月10日(木)

■第2回庁内検討委員会の位置づけ (令和4年2月10日時点)



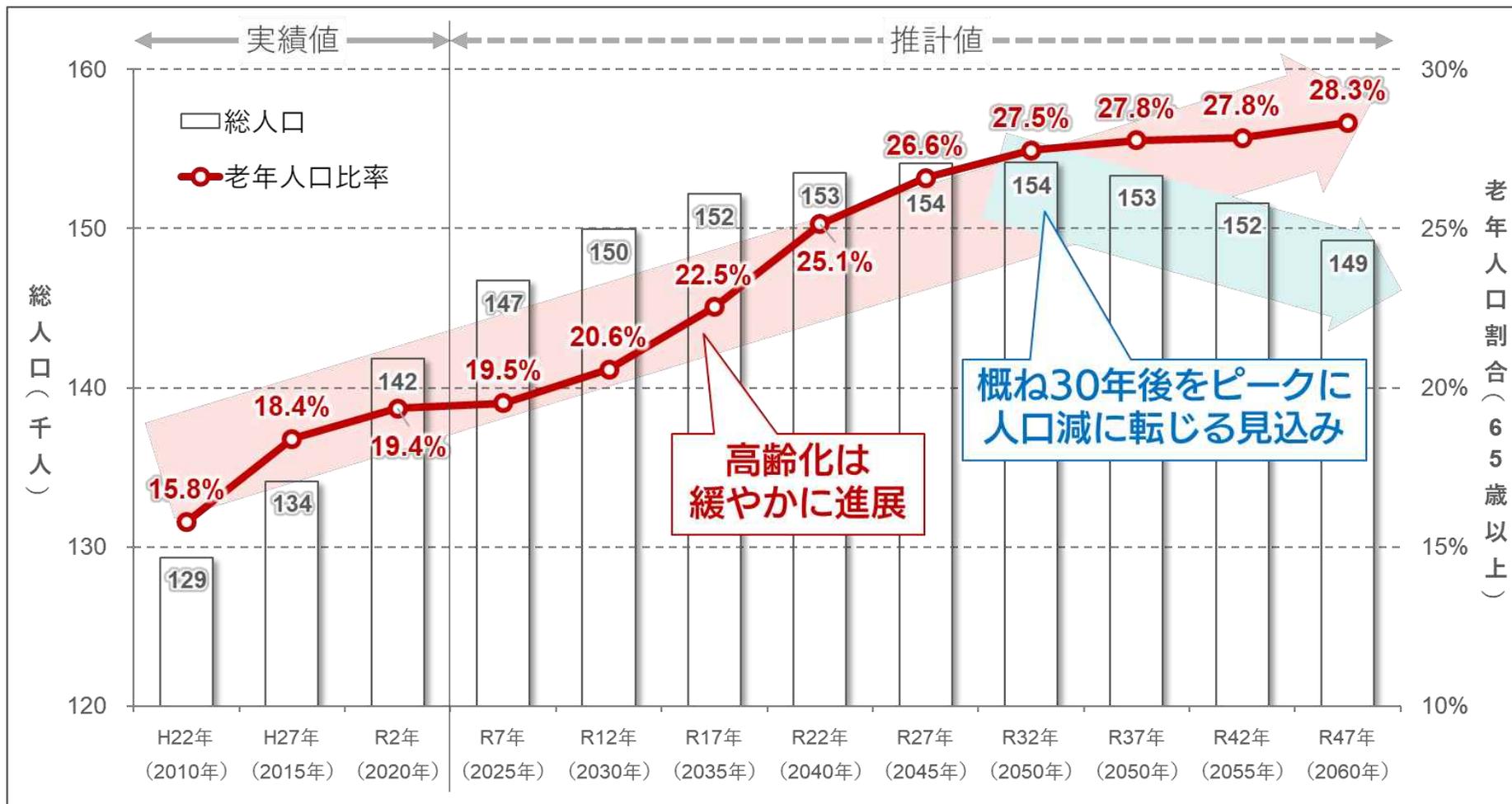
※現時点の想定であり、開催スケジュールや内容は変更となる可能性があります。

①都市構造上の現状と課題

朝霞市においても将来の人口減・高齢化を見据えて、 計画的にまちづくりを進めていくことが必要

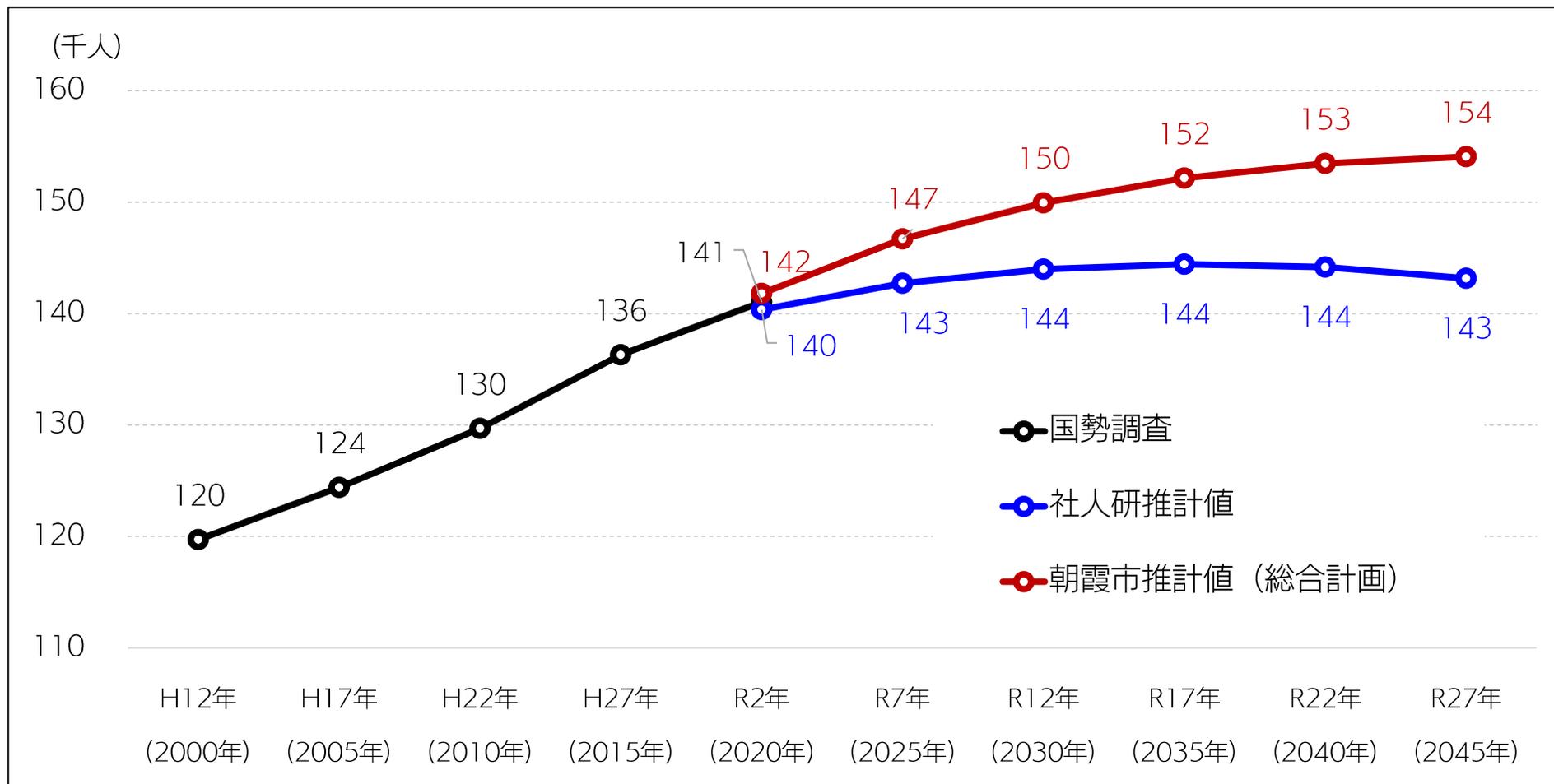
【朝霞市の将来人口と高齢化の見通し】

出典：実績値は住民基本台帳、
推計値は第5次朝霞市総合計画後期基本計画における推計結果



社人研による推計値はより厳しい見通し 人口増加のカーブは緩やかで5年先早くピークが到来

【朝霞市の将来人口と高齢化の見通し】 出典：国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）における推計結果



立地適正化計画に係る検討においては 将来人口の値は社人研推計値を採用する

【人口の将来見通しに係る留意事項】 出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局都市計画課令和2年9月改訂）

2. 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出について

(3) 都市が抱える課題の現状及び将来見通しの地域別（ミクロ）での分析

b.人口の将来見通しに関する分析①

○人口の将来見通しは、立地適正化計画の内容に大きな影響を及ぼすことから、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の値を採用すべきであり、仮に市町村が独自の推計を行うとしても国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を参酌すべきです。

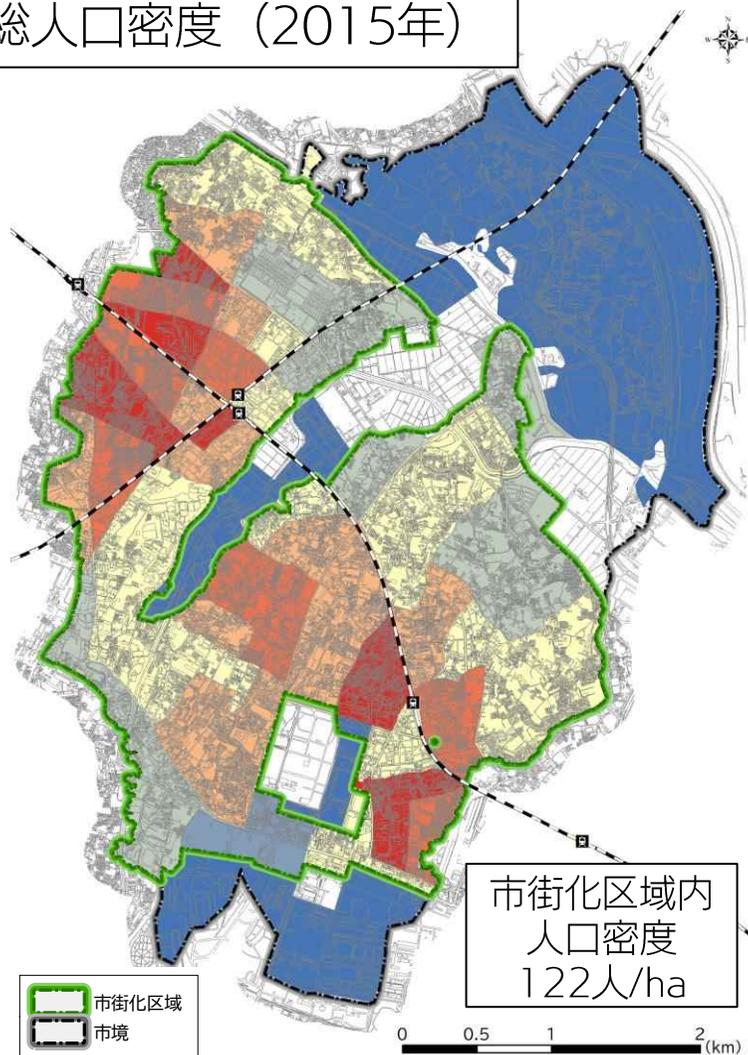
〈立地適正化計画における将来推計人口の考え方〉

- ・ 立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープラン及び目指すべき都市像を実現する「戦略」として位置付けられることから、計画に記載された「まちづくりの方針」や「目指すべき都市像」、「目標値」に基づき、将来にわたり様々な施策を実施することになります。
- ・ 人口減少・少子高齢化に直面している我が国において、今後、人口減少等に対応したまちづくり・行政が求められている中、例えば、「地方人口ビジョン」を単純に引用するなど、趨勢よりも過大・過小な出生率・移動率や地域住民の希望等を仮定しただけの将来推計人口に基づいて、立地適正化計画の方針等を設定した場合、拡散した都市構造を適正な規模へ再構築することが困難になり、適確な都市経営が持続できない恐れがあります。
- ・ そのため、都市の将来を展望するにあたっては、「都市計画運用指針」に示しているとおり、趨勢型である国立社会保障・人口問題研究所*が公表している将来推計人口の値を採用すべきであり、仮に市区町村が独自の推計を行うとしても国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を参酌すべきと考えています。

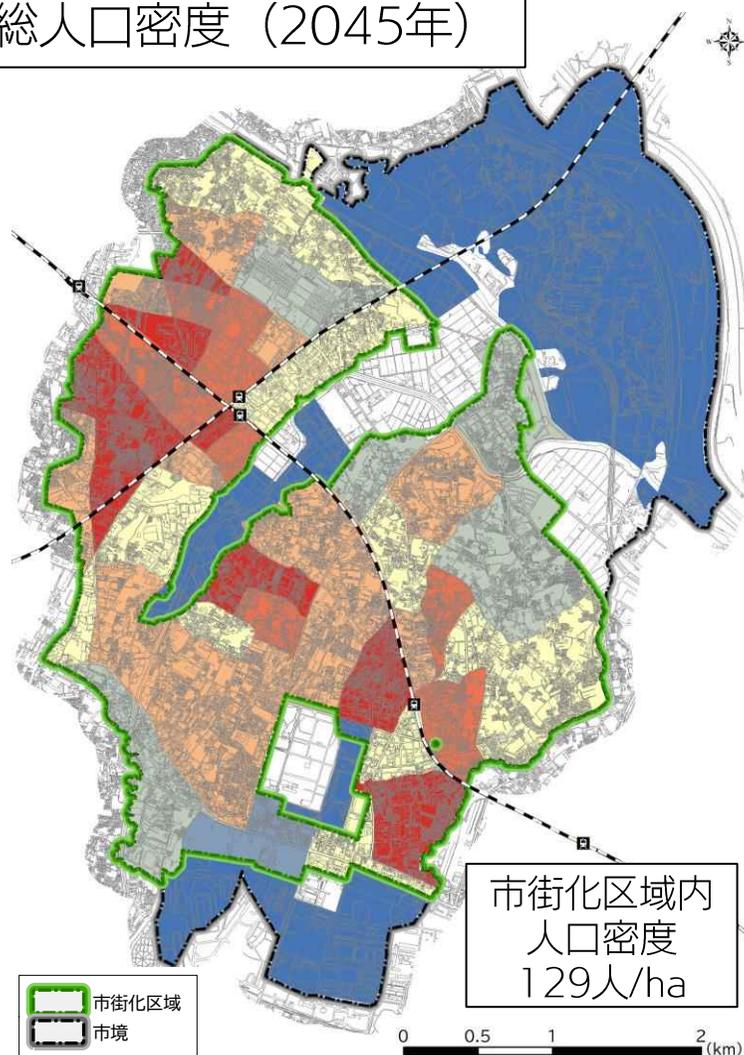
※国立社会保障・人口問題研究所HP <<http://www.ipss.go.jp/>>

市街化区域人口密度は概ね30年後においても130人/ha程度を維持 いずれの町丁目においても40人/ha以上は維持する見通し

総人口密度 (2015年)



総人口密度 (2045年)



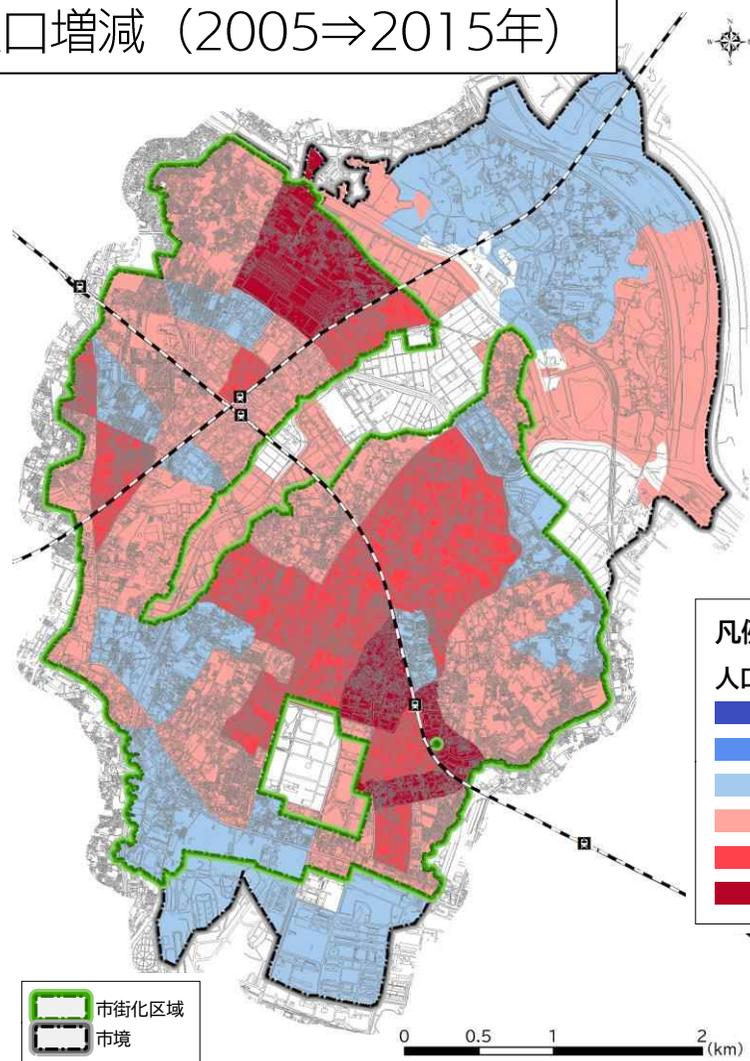
凡例

人口密度(人/ha)

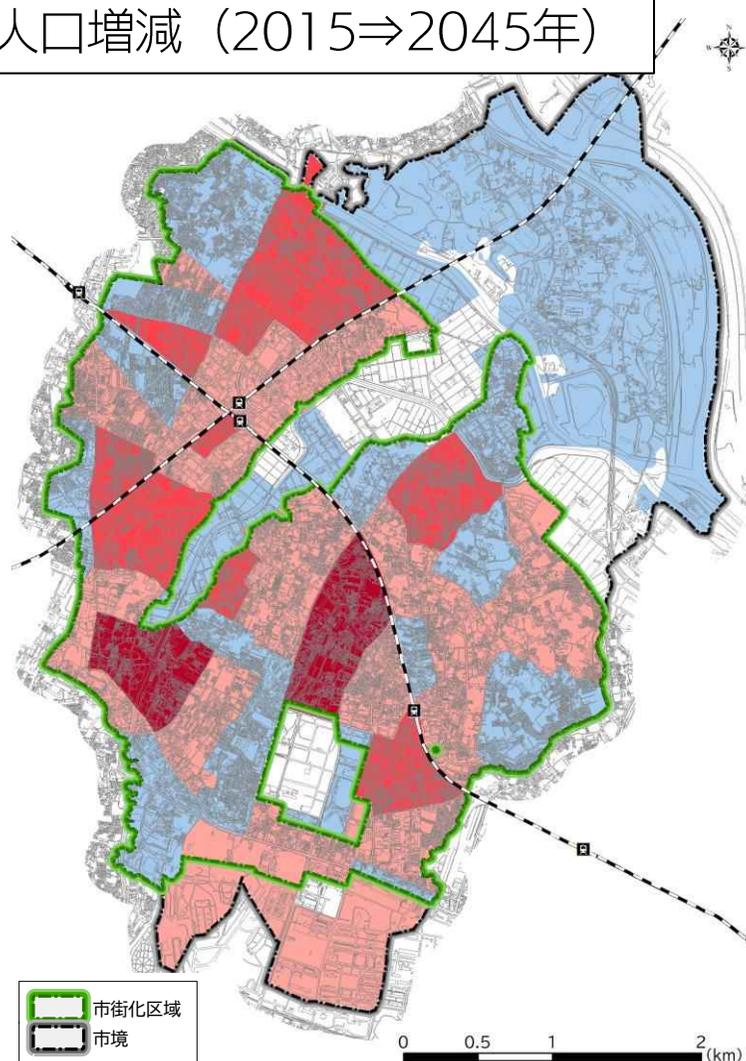
- 20以下
- 20~40
- 40~80
- 80~120
- 120~160
- 160~200
- 200超

直近トレンドで人口減少に転じているエリアも顕在化 (トレンドと将来増減の差異の要因については分析中)

人口増減 (2005⇒2015年)

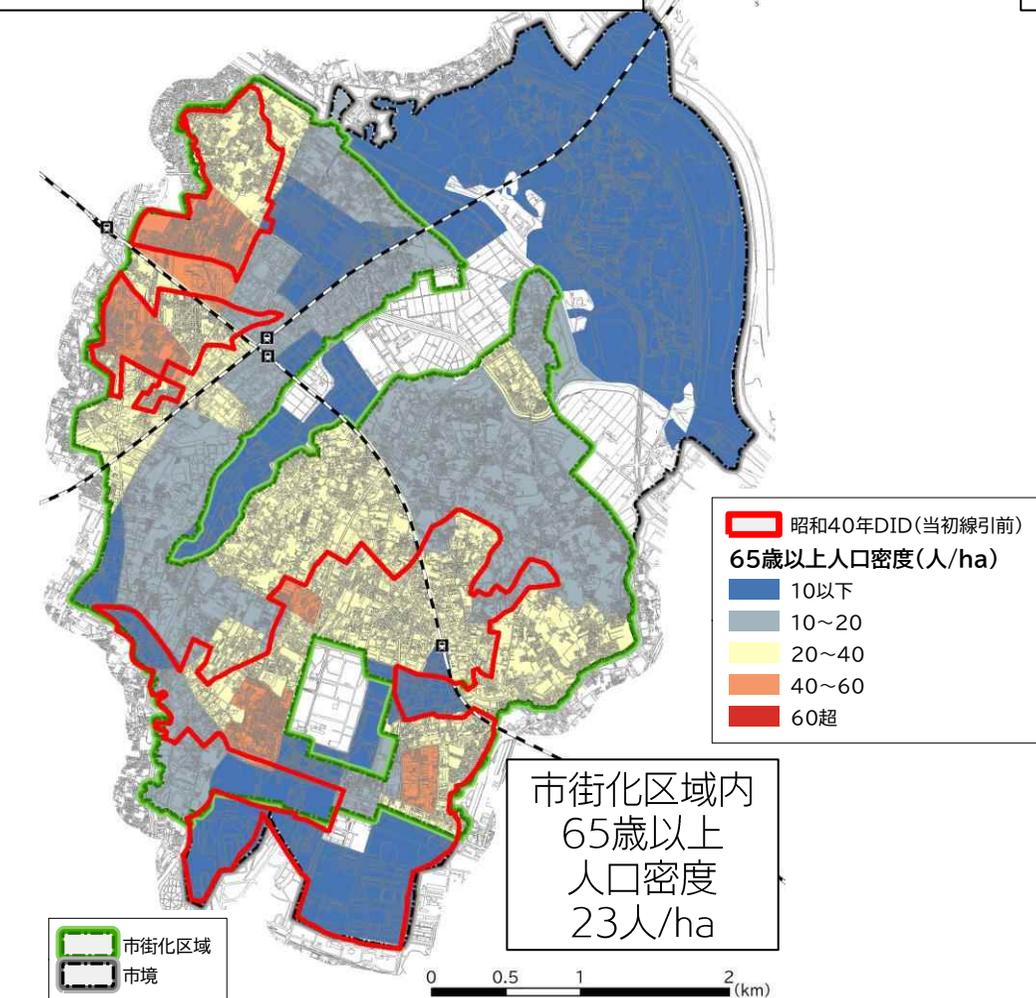


人口増減 (2015⇒2045年)

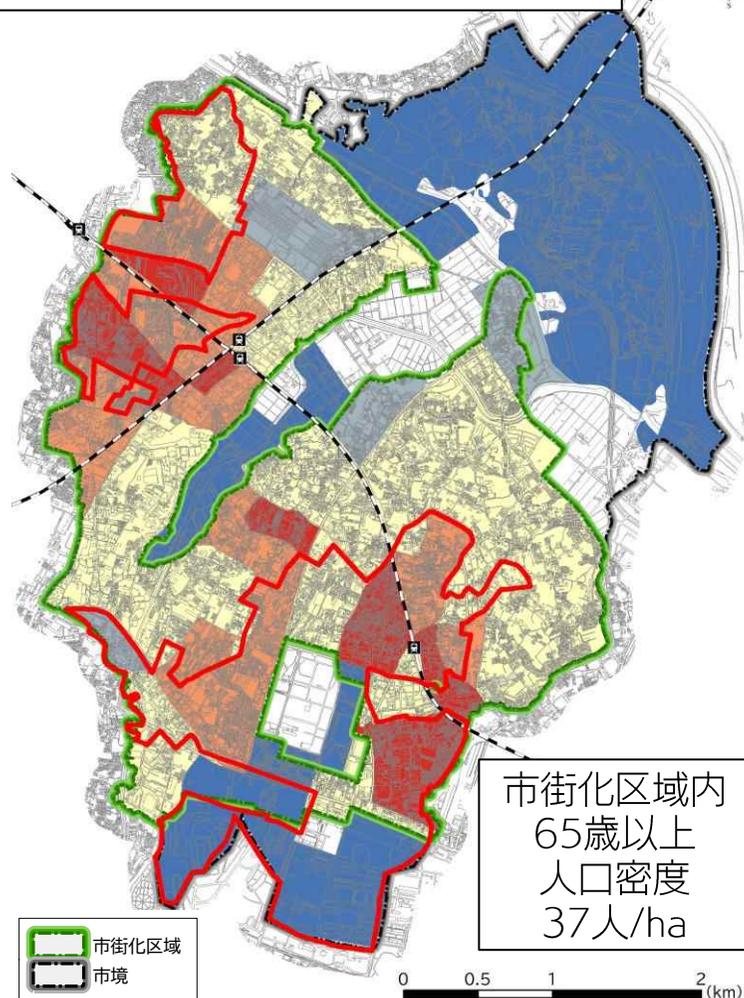


市街化区域内の高齢者人口密度は概ね30年後に約1.5倍
駅周辺や旧来の市街地で高齢者が増大する傾向

高齢者人口密度 (2015年)



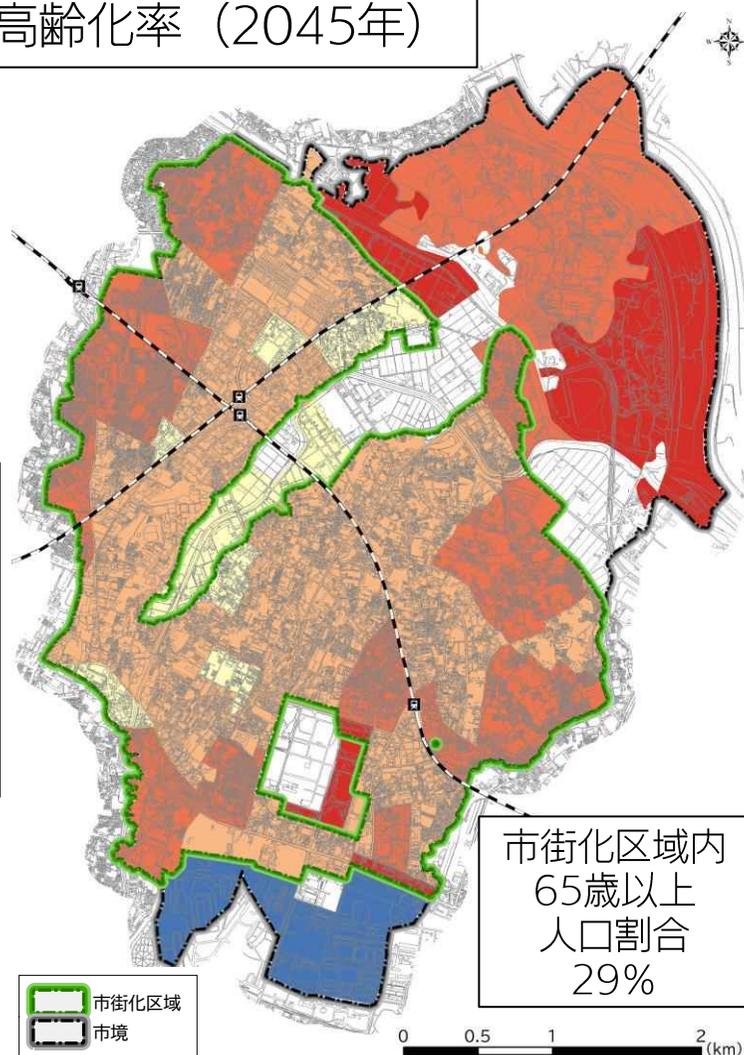
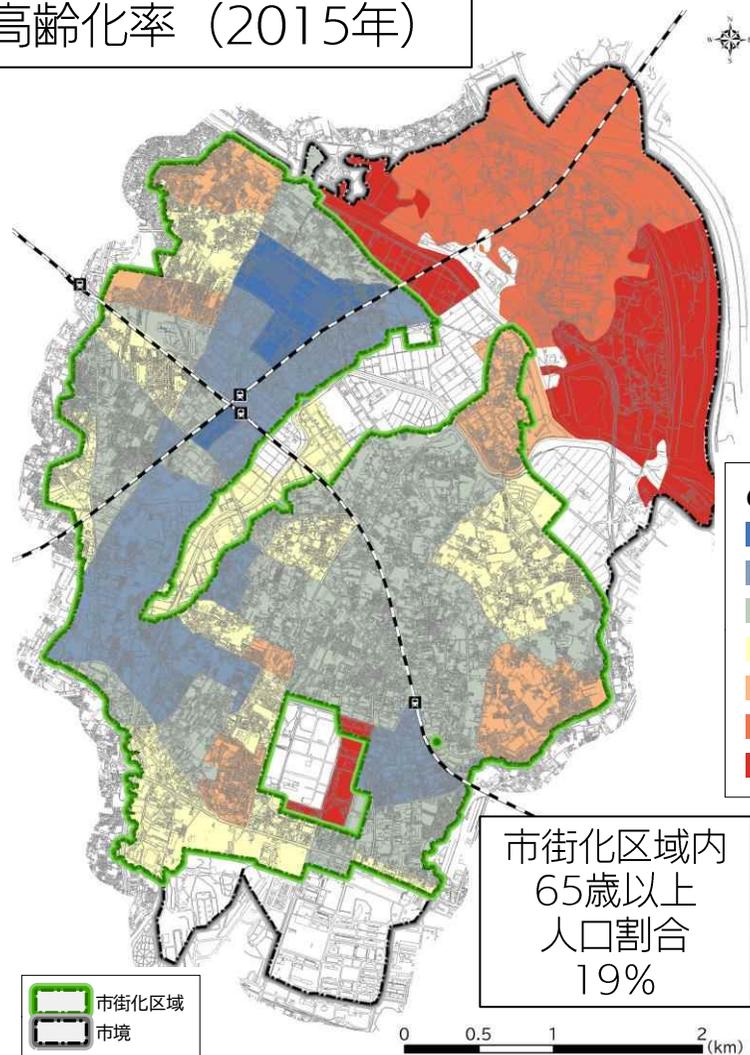
高齢者人口密度 (2045年)



調整区域（内間木地域）は高齡化が先行して進行
市街地区域内も全市的に高齡化率が2割台後半～3割に

高齡化率（2015年）

高齡化率（2045年）



65歳以上人口割合(%)

- 10以下
- 10～25
- 15～20
- 20～25
- 25～30
- 30～35
- 35超

市街化区域内
65歳以上
人口割合
19%

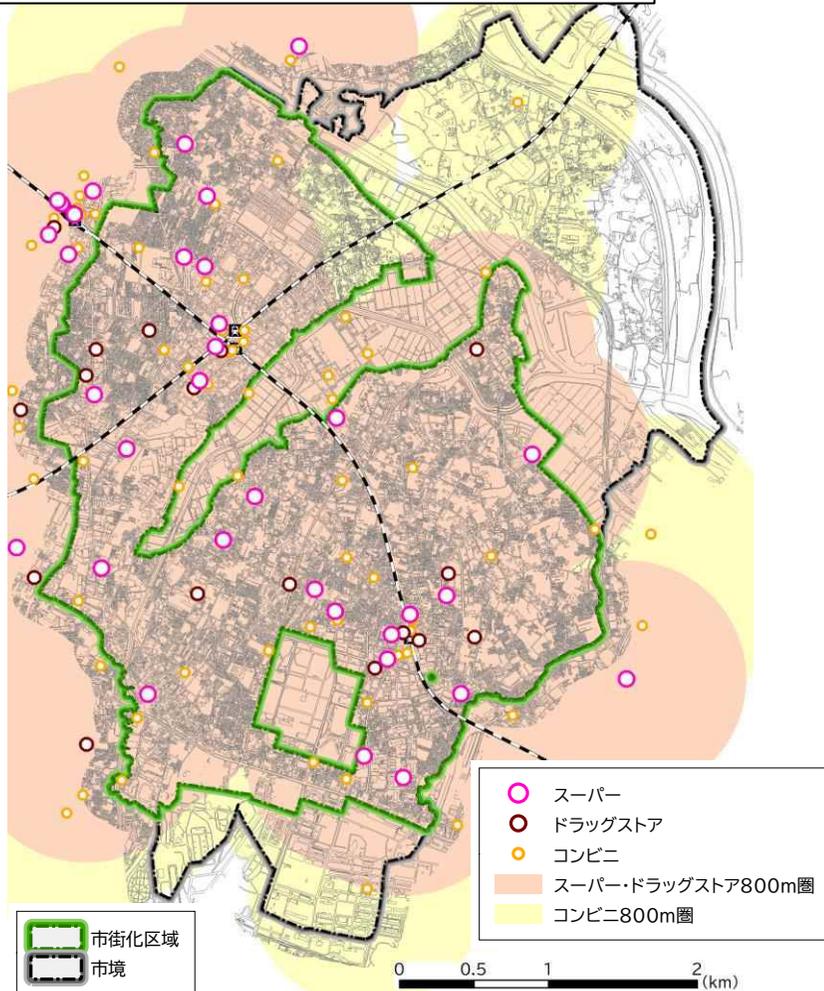
市街化区域内
65歳以上
人口割合
29%

市街化区域
市境

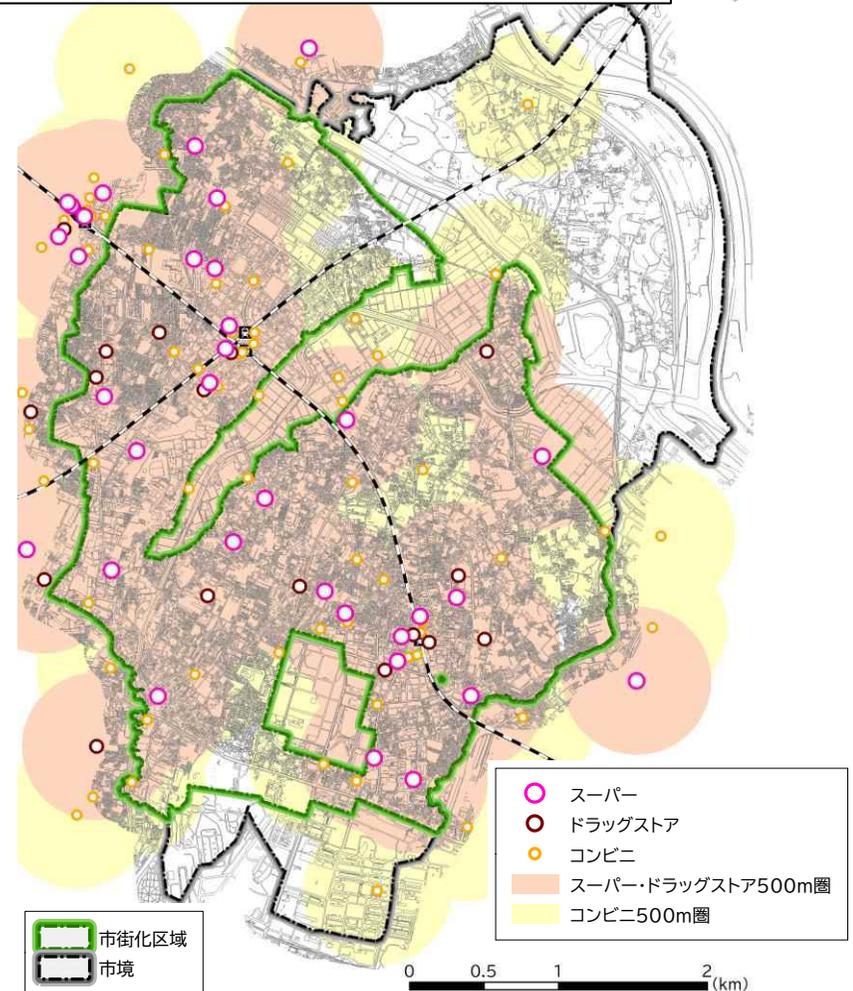
市街化区域
市境

市街化区域内は概ね徒歩圏で食料品・日用品の購入が可能
(一部地域ではスーパー等徒歩圏外だが最寄りにコンビニあり)

商業施設800m圏 (健常者10分圏)

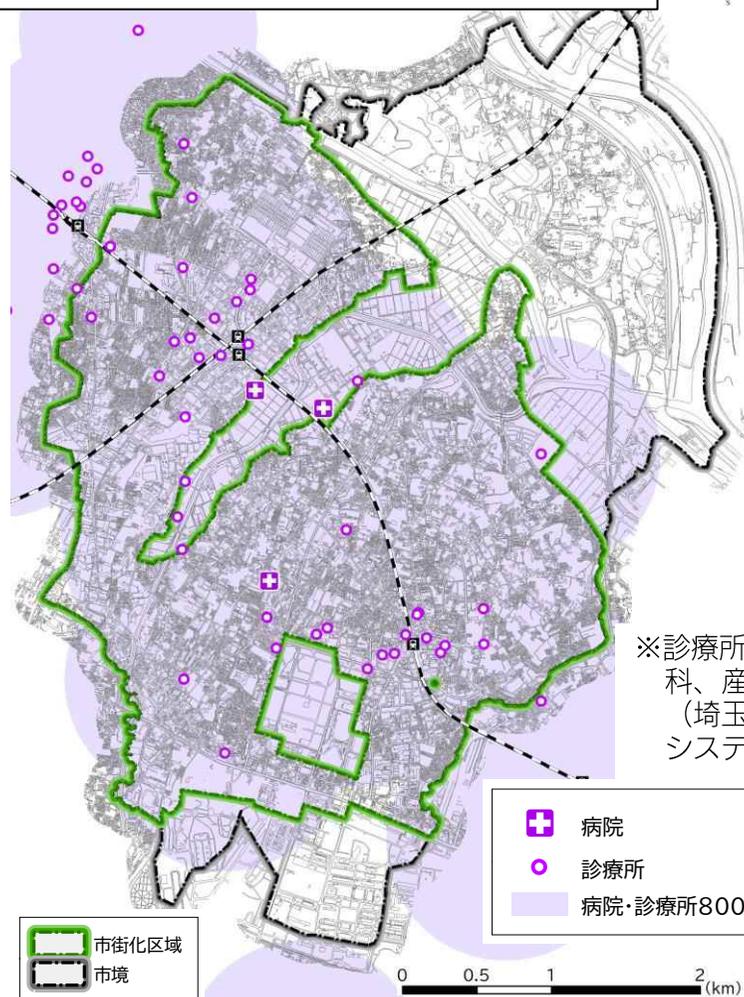


商業施設500m圏 (高齢者10分圏)

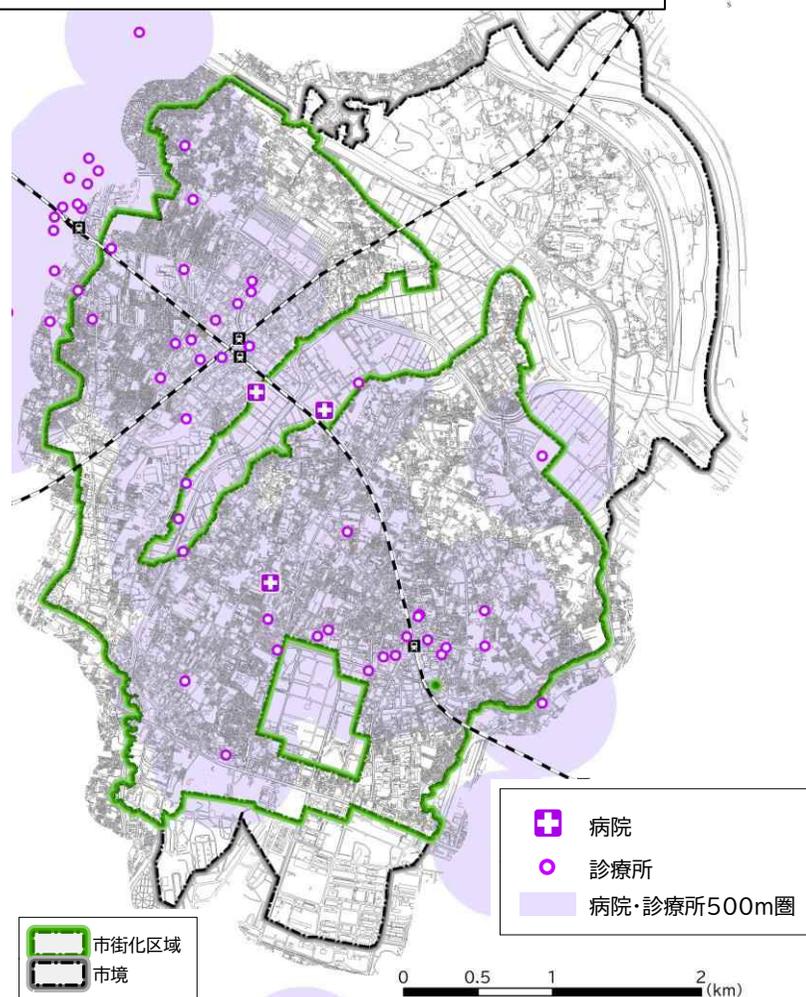


市街化区域内は概ね徒歩圏内で診療にかかることが可能 (高齢者10分圏では東武線北側で空白エリアが分布)

医療施設800m圏 (健常者10分圏)



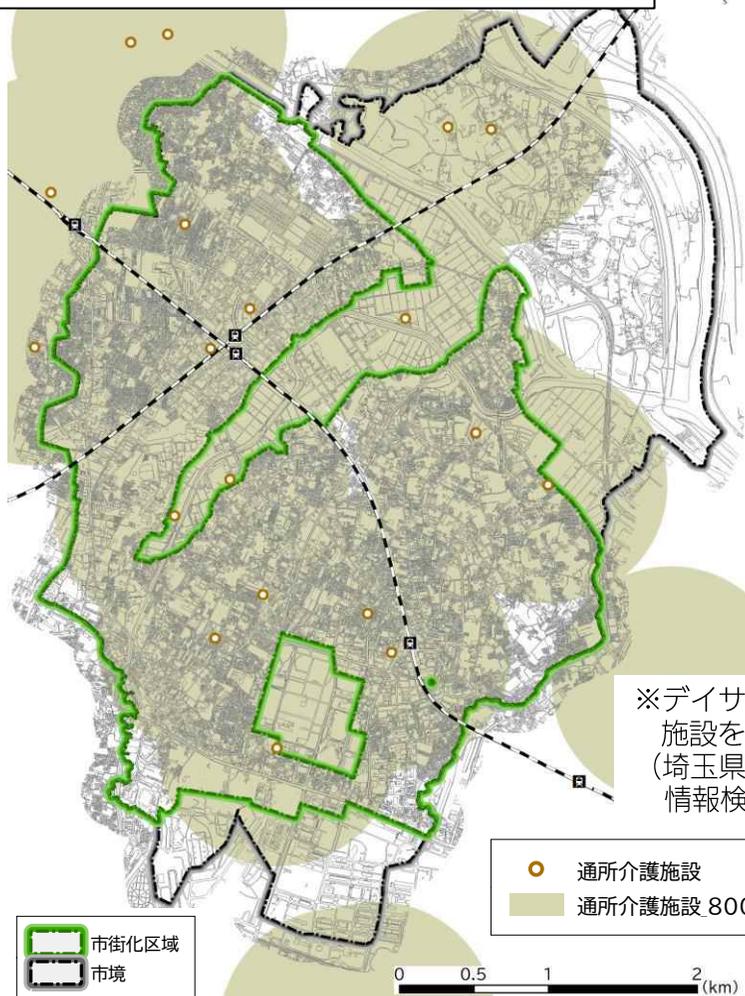
医療施設500m圏 (高齢者10分圏)



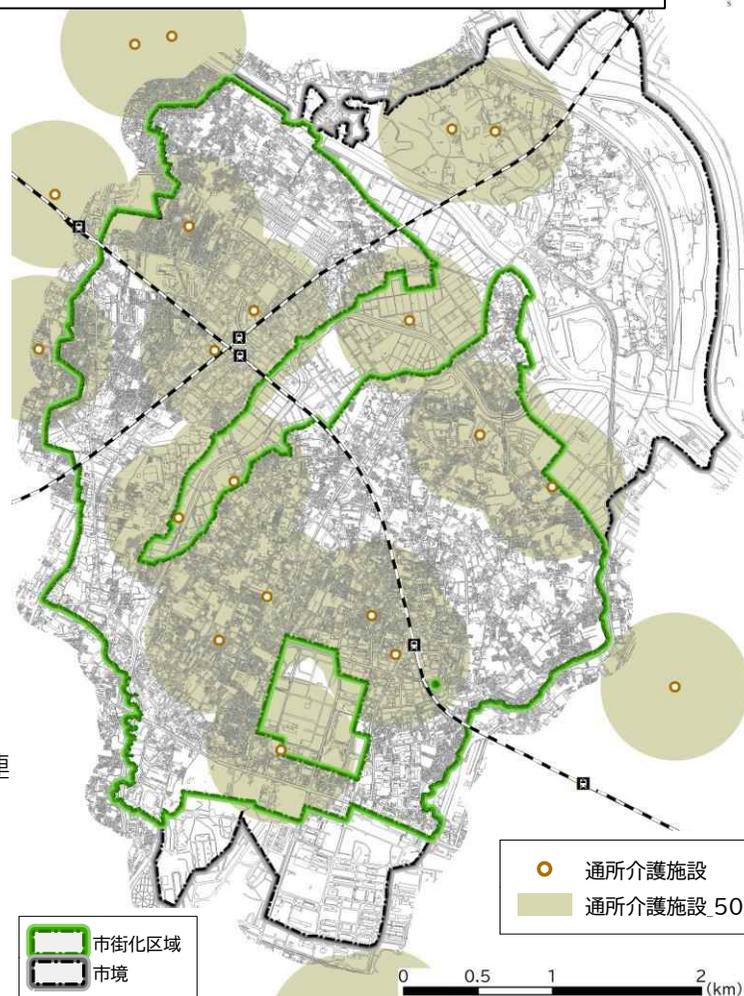
市街化区域内は概ね徒歩圏内に通所介護施設が立地
(高齢者10分圏では空白エリアが広く分布 (高齢者が少なくそもそも需要がない可能性あり))

福祉施設800m圏 (健常者10分圏)

福祉施設500m圏 (高齢者10分圏)



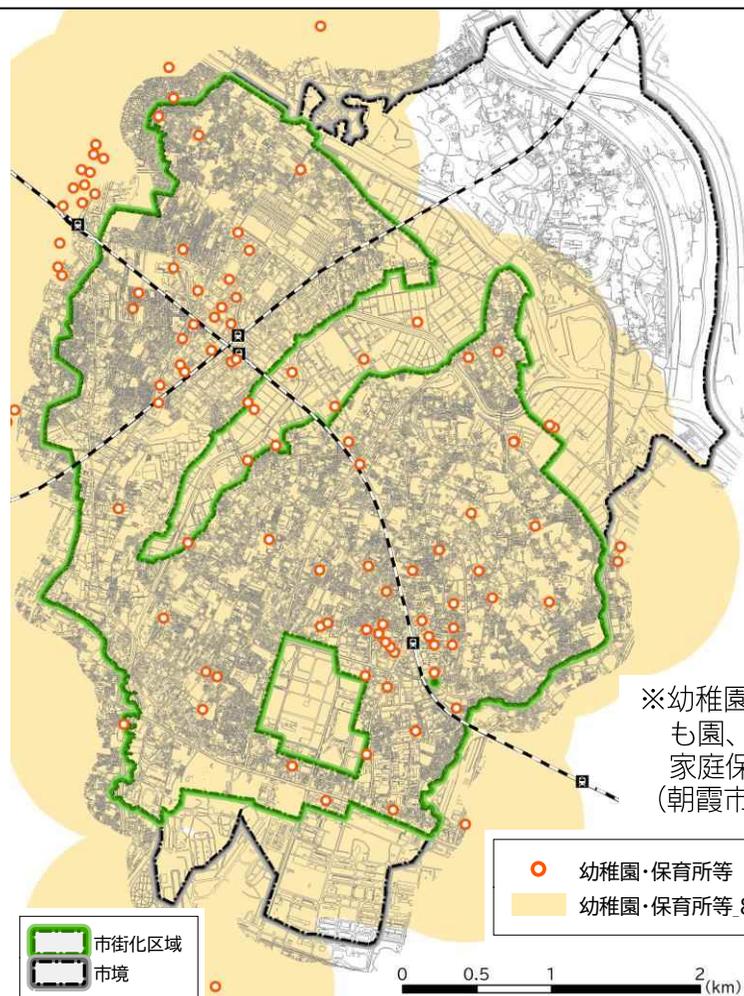
※デイサービス等の通所介護施設を対象とした
(埼玉県介護事業所・生活関連情報検索システムより抽出)



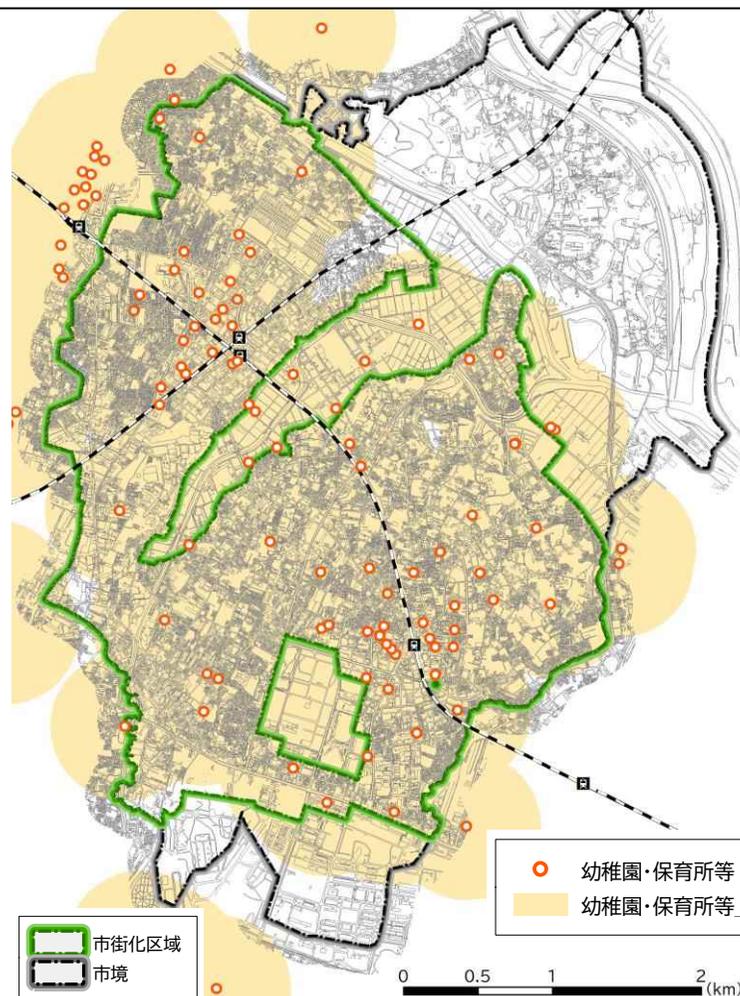
市街化区域内は概ね徒歩圏内に保育園・幼稚園等が立地

子育て支援施設800m圏 (健常者10分圏)

子育て支援施設500m圏 (高齢者10分圏)

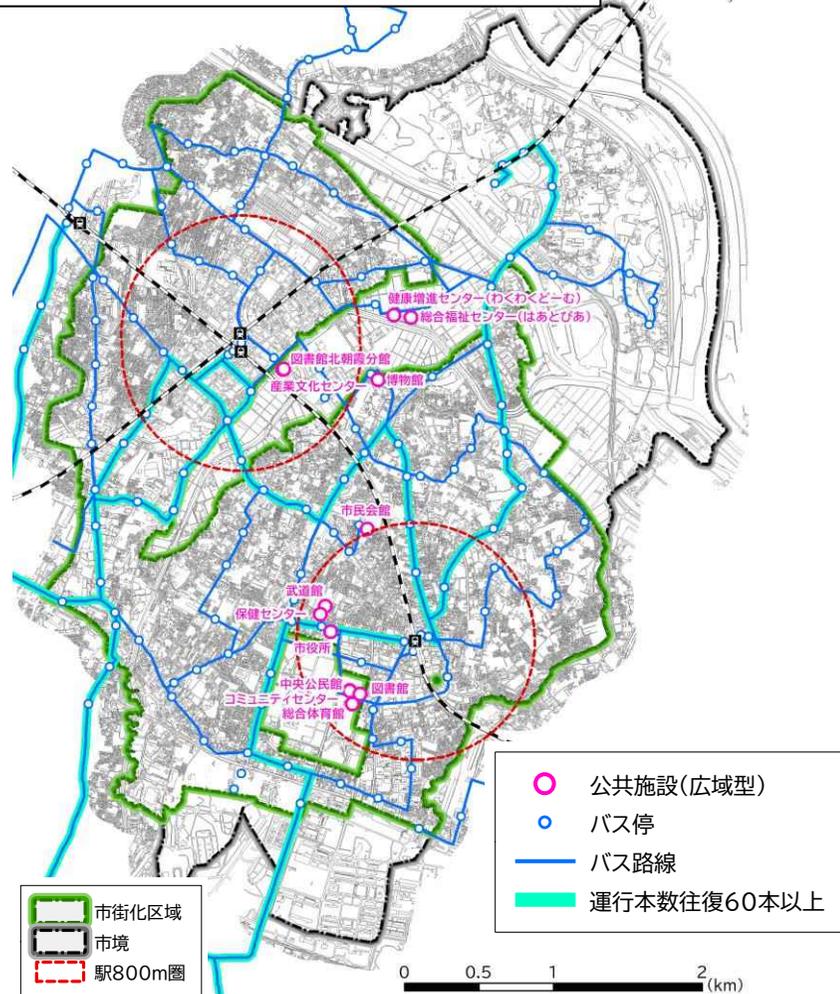


※幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設、家庭保育室を対象とした (朝霞市HP等より抽出)

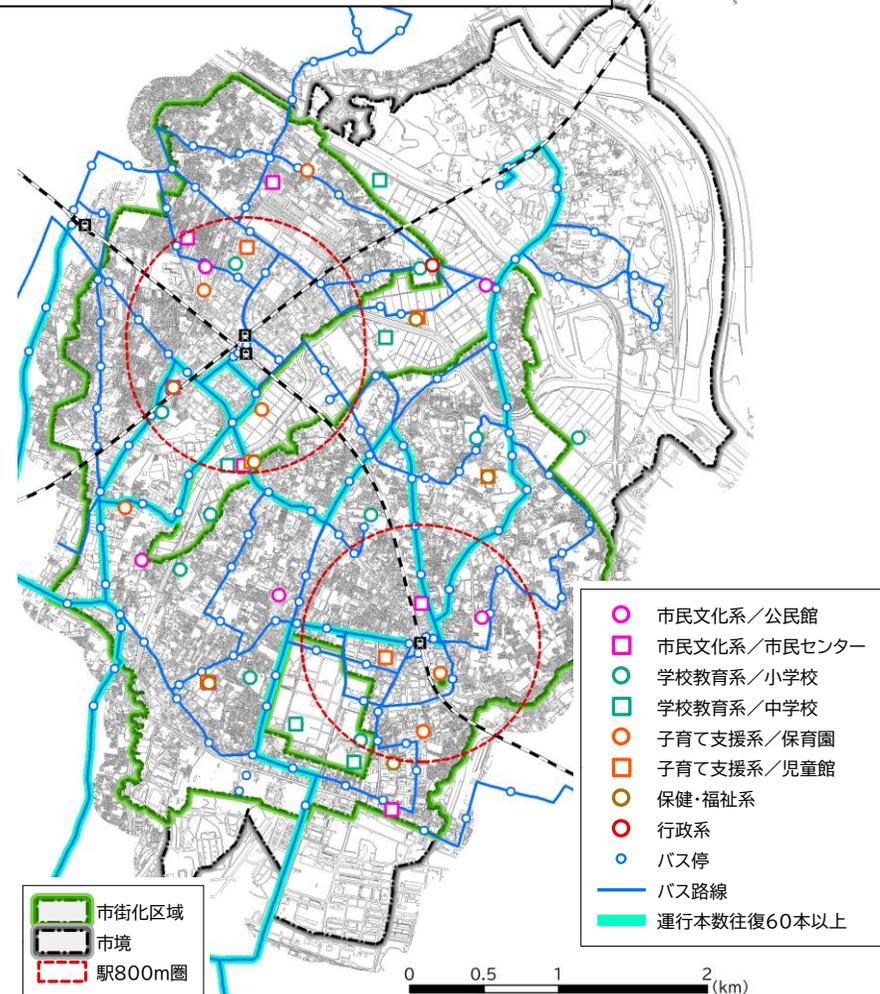


広く市民に利用される広域型の公共施設の一部は
交通アクセスの利便性がやや劣る位置に立地

公共施設（広域型）の分布状況



公共施設（地域型）の分布状況



近隣市と比較して自市内購買率は相対的に低い状況

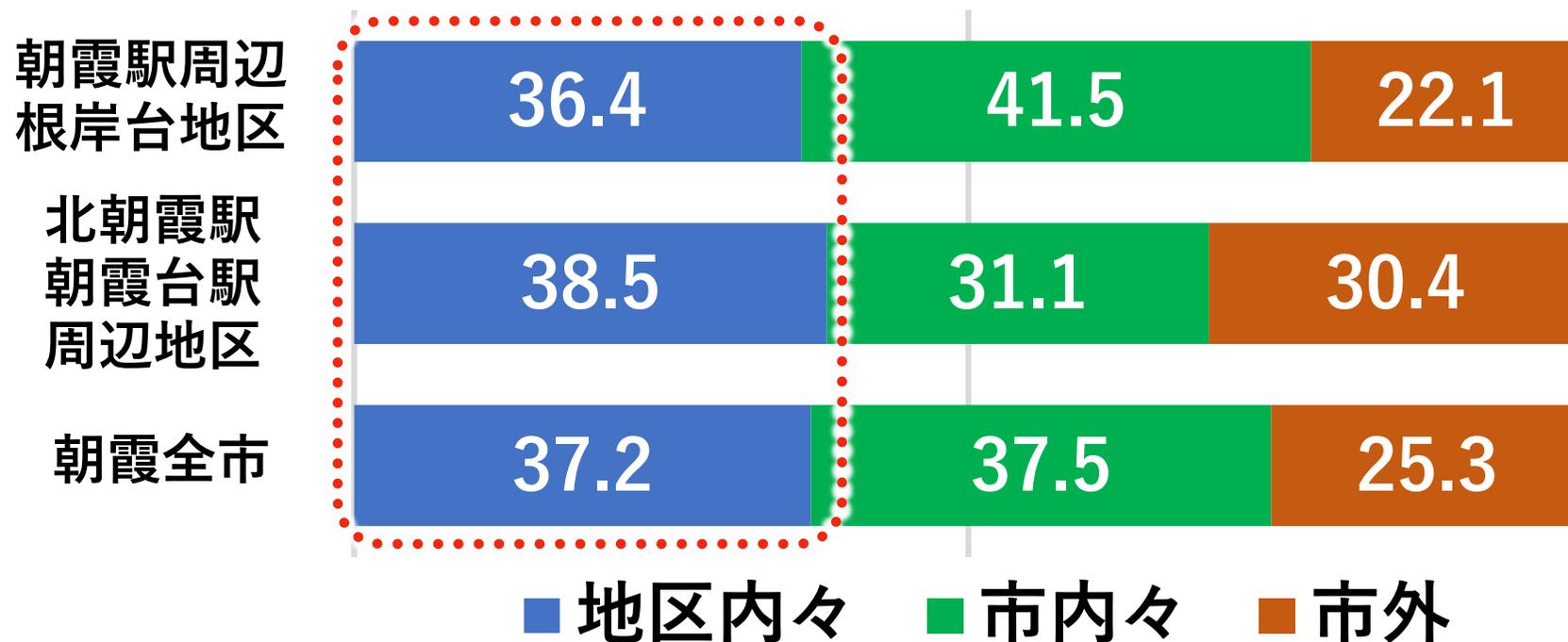
自市内購買率の近隣市比較

品目毎の 自市内購買率	朝霞市	志木市	和光市	新座市 (志木駅 含む)
全買物品目	43.8%	47.3%	53.4%	64.3%
食料品,日用品	78.8%	87.0%	77.4%	83.6%
洋服,衣料品	26.7%	29.6%	43.5%	54.1%
家族で買物を楽しむ	14.7%	13.4%	21.0%	28.4%

凡例： **1位** **2位** **3位** **4位**

駅を含む地区で買物等の私事目的行動が
地区内で完結している割合は4割程度に留まる

市民の私事目的交通行動の行先

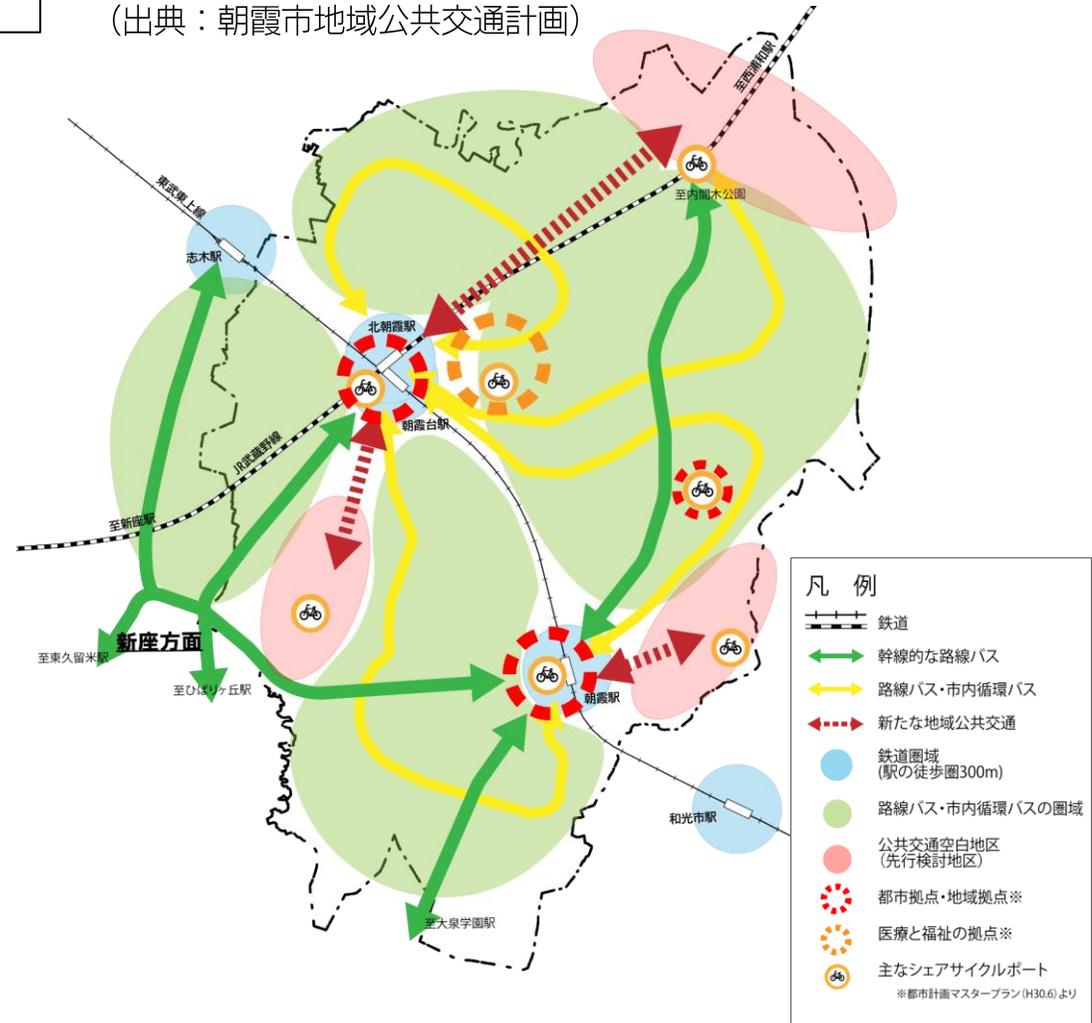
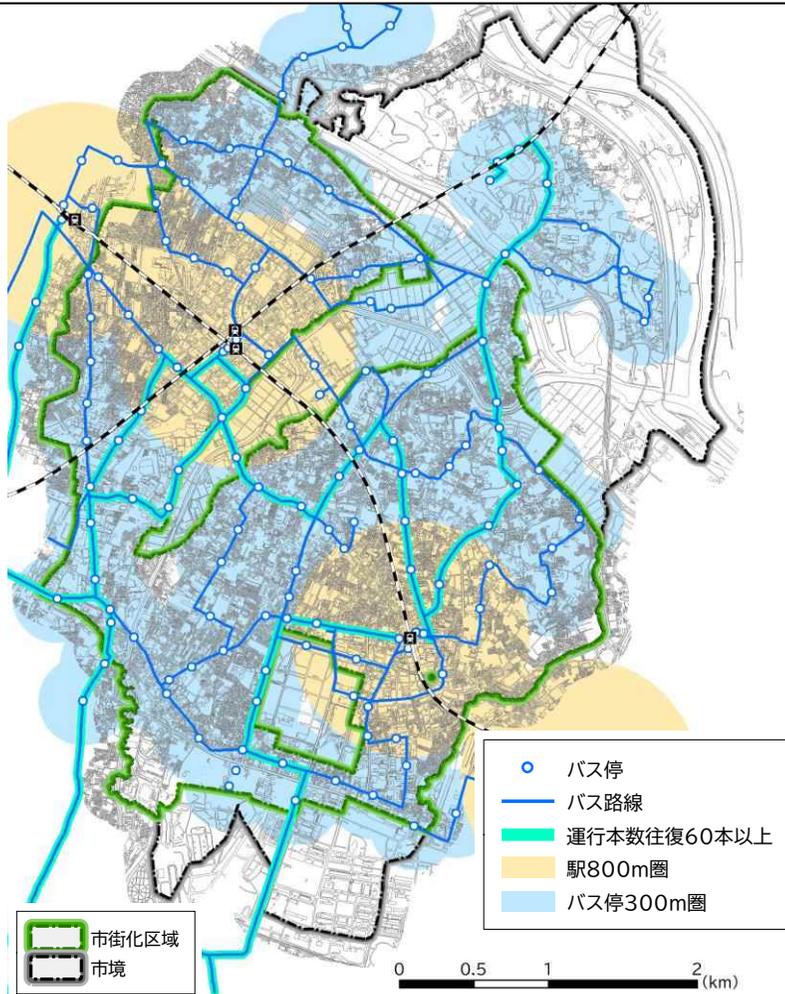


出典：H30年東京都市圏パーソントリップ調査

市街化区域内は鉄道・バス停の利用圏に概ね内包 (一部の公共交通空白エリアは公共交通計画で対応を検討)

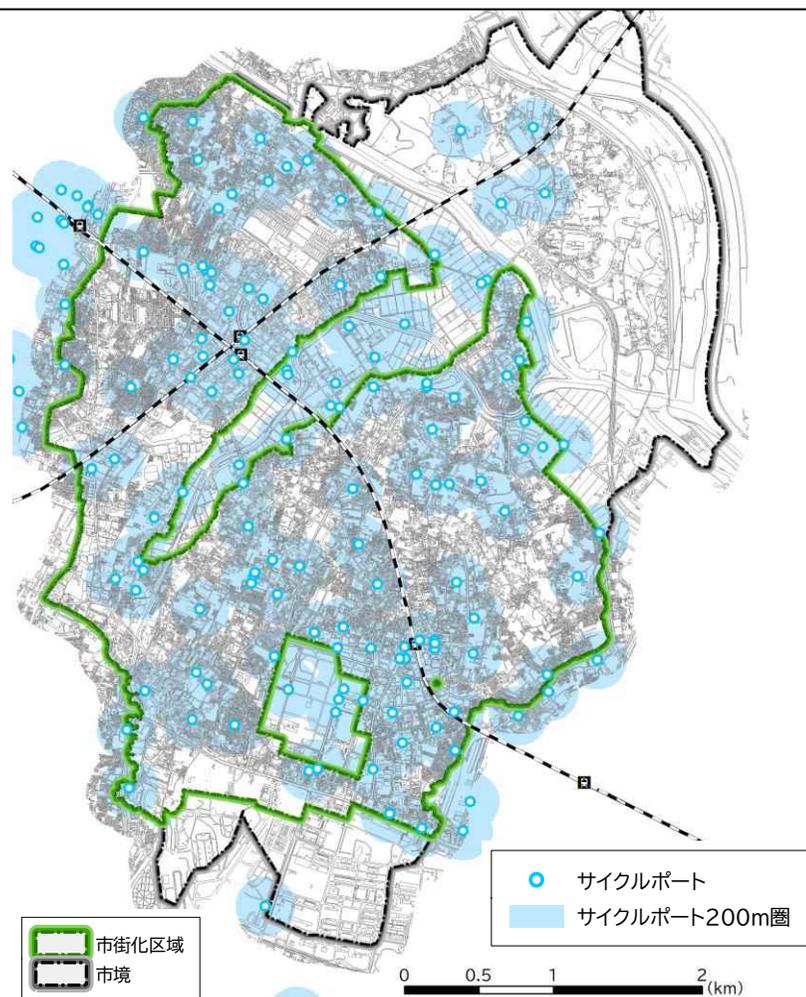
公共交通利用圏 (駅800m圏・バス停300m圏)

【目指すべき地域公共交通体系】
(出典：朝霞市地域公共交通計画)

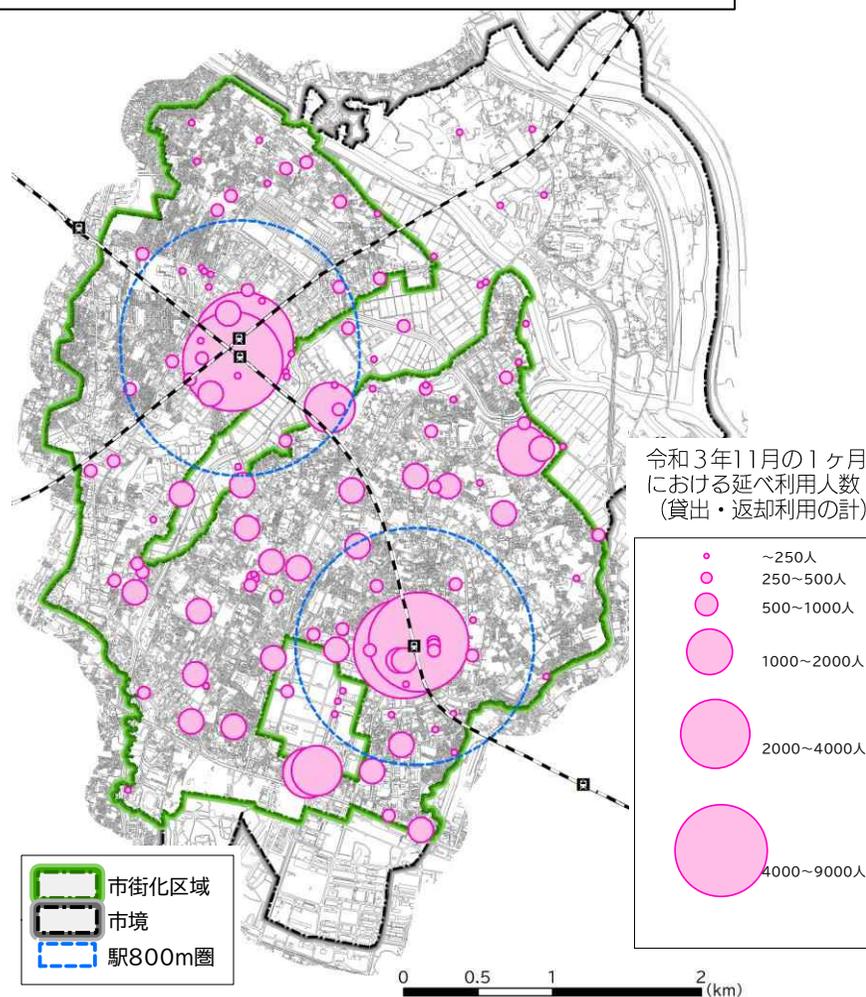


シェアサイクルポートが高い密度で分布し市域を広くカバー
駅付近、集客施設や駅徒歩圏外の利用が多く、公共交通を補完

シェアサイクルポート分布 (ポート200m圏)

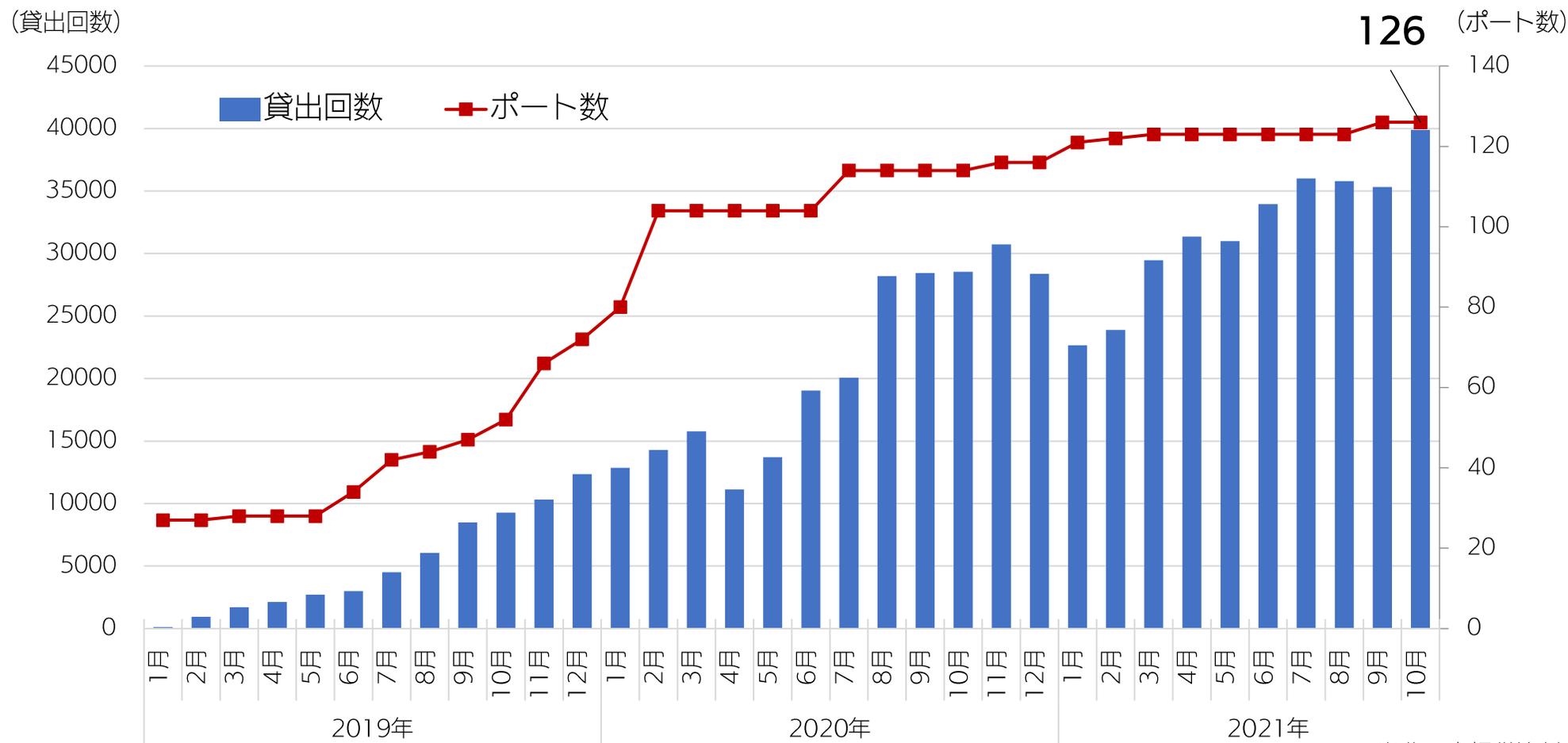


シェアサイクルポートの利用状況



シェアサイクルポート数は126台（2021年10月時点） ポート数の増加に伴い利用者数も定着・増加傾向

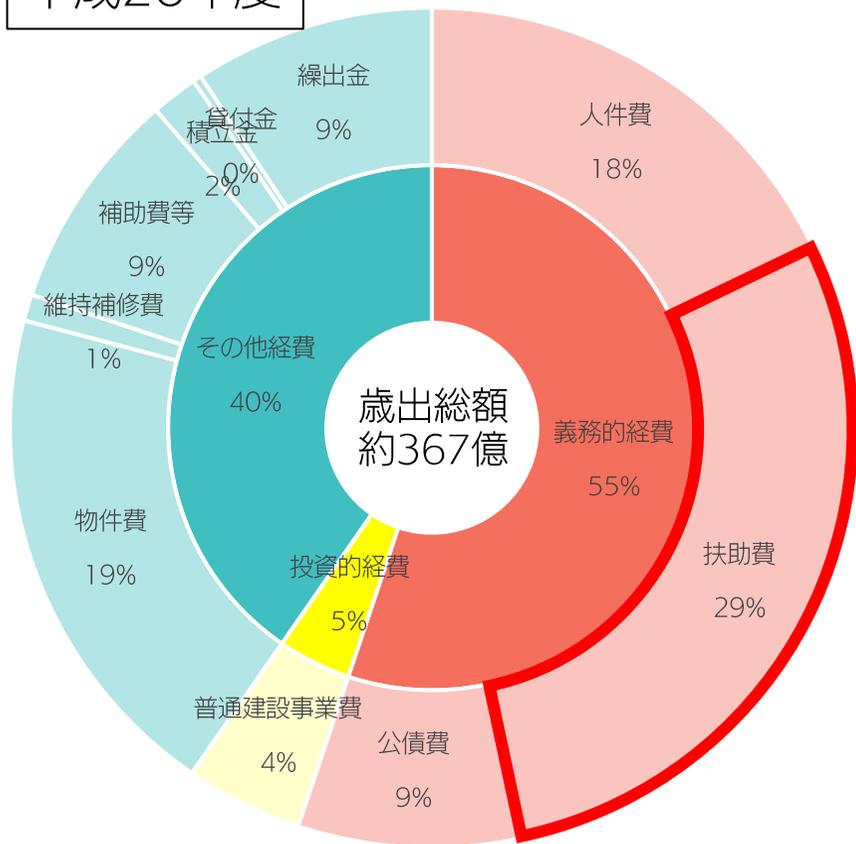
シェアサイクルのポート数及び貸出回数の推移



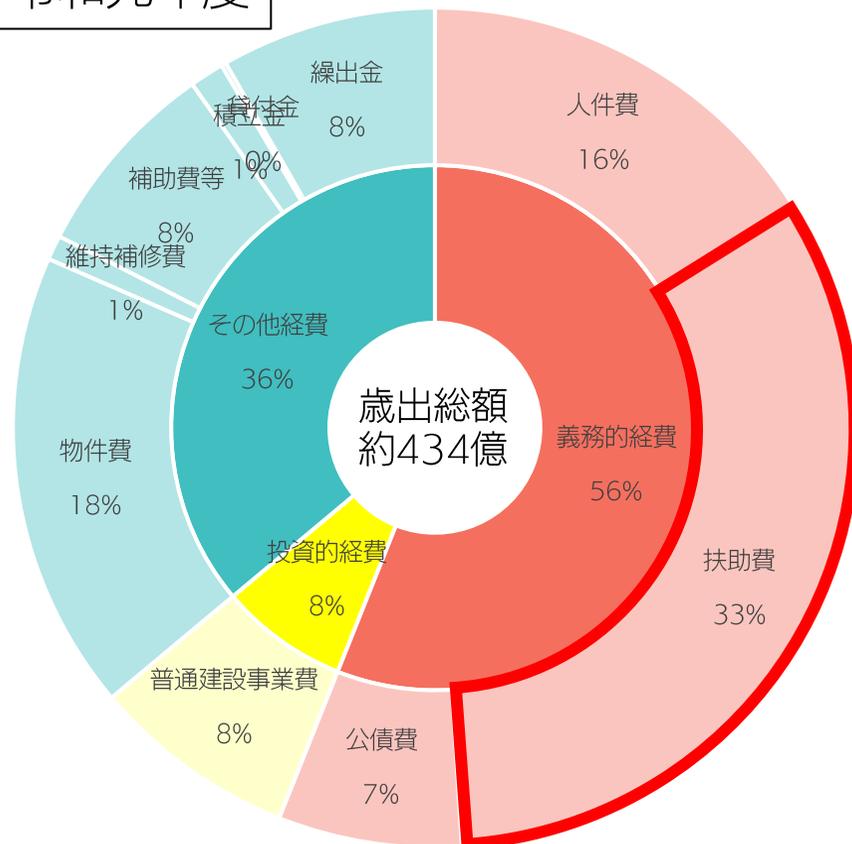
出典：市提供資料

扶助費は増加傾向にあり、今後の高齢化の進展等により 投資的経費や維持補修費等を圧迫する恐れ

平成26年度



令和元年度

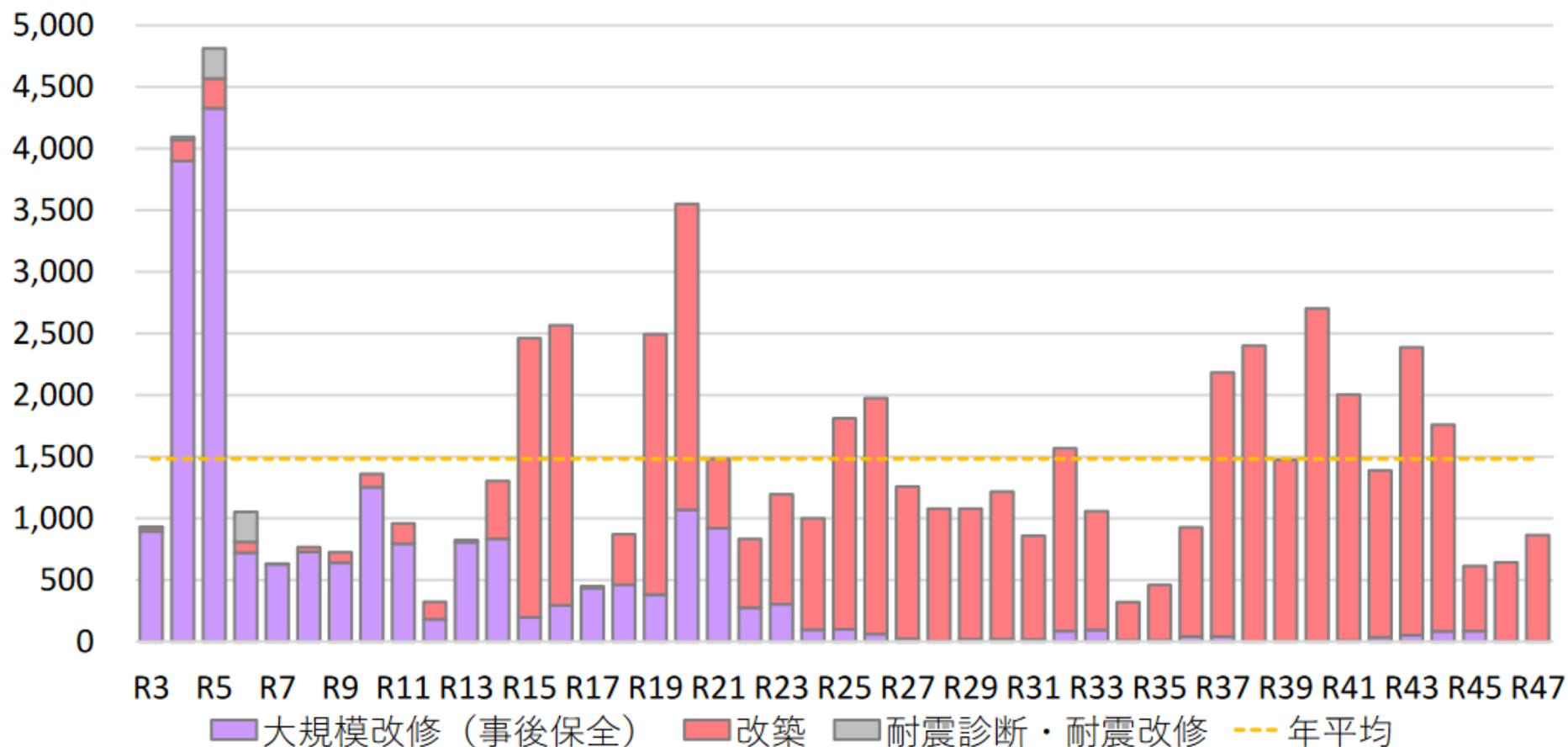


公共施設の老朽化に伴い、施設更新・改修費も増大する見込み

公共施設の更新・改修費の試算

出典：朝霞市公共施設等マネジメント実施計画

(百万円)



項目	現状と課題の内容
人口・高齢化の見通し	<ul style="list-style-type: none">概ね30年後（以下、将来）をピークに人口減に転じる見込み高齢化は緩やかに進展し、将来には高齢化率2割台後半に達する
人口密度	<ul style="list-style-type: none">市街化区域内は高い水準の人口密度を維持（ほぼ全町丁目で40人/haを維持）
高齢者人口	<ul style="list-style-type: none">高齢者人口密度は将来的に約1.5倍。駅周辺や旧来の市街地で高齢者が大幅増高齢化は調整区域で先行して進行。将来は全市的に高齢化率2割台後半～3割
生活サービス（立地状況）	<ul style="list-style-type: none">市民が日常的に利用する商業・医療・福祉・子育て施設は、市街化区域内では広く立地しており、概ね徒歩圏で利用可能な状況
生活サービス（駅周辺の拠点性）	<ul style="list-style-type: none">近隣市と比較して自市内購買率は相対的に低い状況で、駅を含む地区では、地区内で私事目的行動が完結している割合は4割程度に留まる
交通利便性	<ul style="list-style-type: none">市街化区域内は鉄道・バス停の利用圏に概ね内容シェアサイクルポートも充実・利用されており、公共交通を補完している状況
都市経営(財政)	<ul style="list-style-type: none">扶助費は増加傾向で今後の高齢化の進展等により投資的経費等が圧迫公共施設の老朽化に伴い、施設更新・改修費も増大する見込み

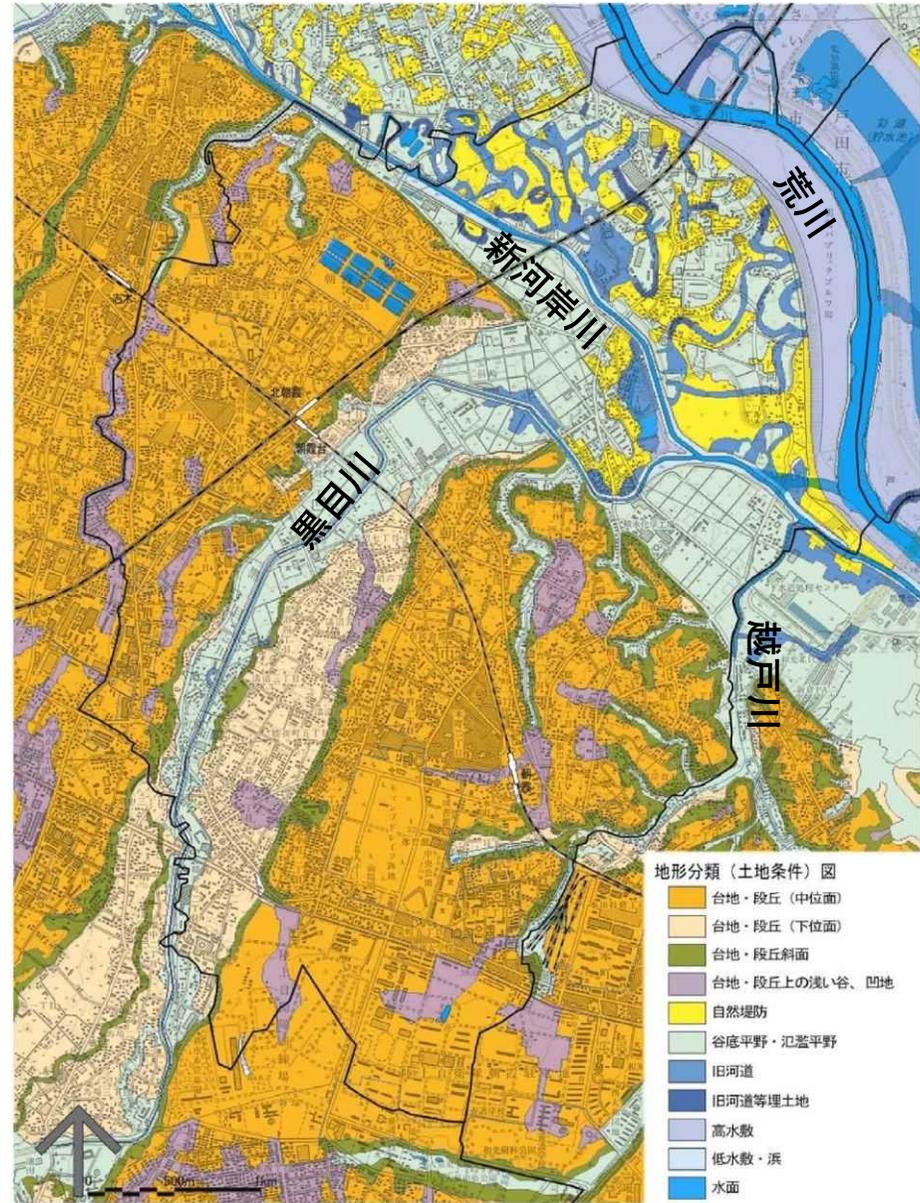


- 市街化区域内の人口集積を引き続き高めながら、生活サービス・交通利便性を維持・確保するとともに、高齢化への対応が必要
- 拠点性を高めるための都市機能を中長期的に誘導・集積しながら、交通施策と連携したコンパクト＋ネットワークの実現が必要

②防災上の現状と課題

地形は北側の荒川低地と南側の武蔵野台地に大きく分かれる

市内を流れる新河岸川、黒目川、越戸川はいずれも荒川に合流する



出典：第2次朝霞市環境基本計画
(平成24年3月)

2万5千分の1土地条件図 (数値地図)「志木」、2万5千分の1土地条件図「東京西北部」S54年調査・編集 国土地理院、他より
※土地条件図は、昭和30年～40年代の航空写真や旧版地形図、文献等をもとに、当時の土地の条件 (地形の形成等、地形分類) を示しています。
※なお、本図は、上記の資料より、人工改変地 (平坦化地、切土地、盛土地) を想定される原地形分類に置き換えています。

■水害ハザード

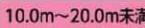
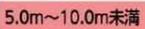
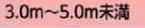
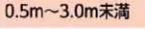
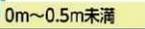
水害ハザードは黒目川流域の低地部及び内間木地域において想定されている

内水氾濫(浸水実績)

	道路冠水箇所
	家屋浸水箇所

●令和3年2月現在
(内水氾濫に関する最新の情報は、市ホームページ等で「内水ハザードマップ」をご確認ください。)

浸水深の想定と目安

	10.0m~20.0m未満	2階建ての家屋が水没する程度 ※市内にはこのランクは想定されていません。
	5.0m~10.0m未満	2階の天井以上まで浸水する程度
	3.0m~5.0m未満	1階の天井から2階の天井近くまで浸水する程度
	0.5m~3.0m未満	1階の床から1階の天井まで浸水する程度
	0m~0.5m未満	1階の床下まで浸水する程度

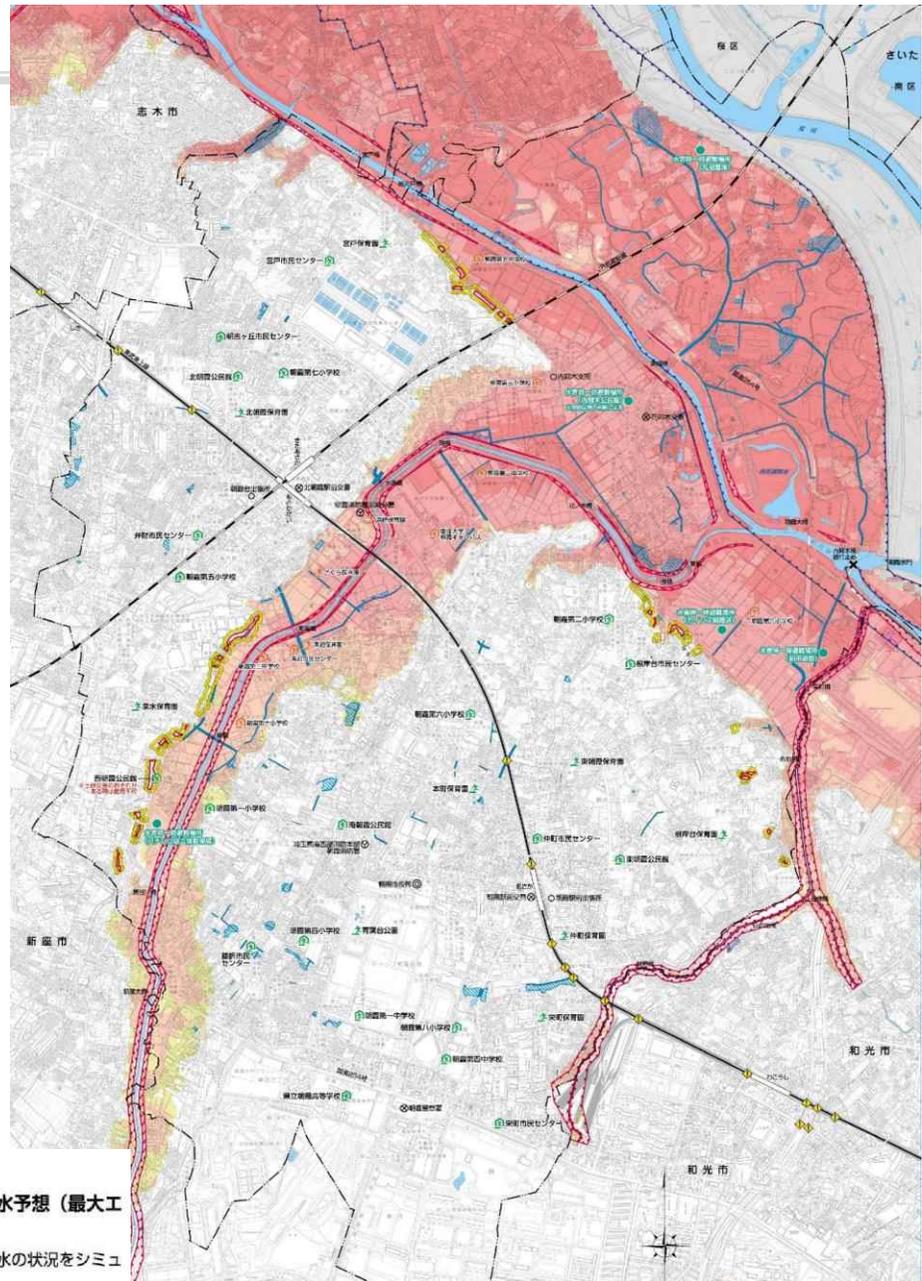
家屋倒壊等氾濫想定区域

 **家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)**
堤防が決壊し、河川から流れ込む水の力により、**家屋が流失・倒壊するおそれのある区域**です。この区域の住民の方は、**早めの立退き避難**が必要です。

 **家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)**
河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流出し、**家屋が流失・倒壊するおそれのある区域**です。この区域の住民の方は、**早めの立退き避難**が必要です。

水害ハザードマップについて
このハザードマップは、荒川、入間川、新河岸川流域(黒目川含む)のいずれかが氾濫した場合に発生する、最大の浸水予想(最大エリアと最大浸水深)をマップにしたものです。
もとの浸水想定区域図・水害リスク情報図は、**1/1000年確率以上の想定最大規模降雨**に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測した以下のものです。

- ・荒川浸水想定区域図(荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所：平成28年5月30日指定) - 想定最大規模降雨 荒川流域の72時間総雨量632mm
- ・入間川浸水想定区域図(荒川上流河川事務所：令和元年6月20日指定) - 想定最大規模降雨 入間川流域の72時間総雨量740mm
- ・新河岸川流域浸水想定区域図・水害リスク情報図(埼玉県：令和2年5月26日) - 新河岸川流域の48時間総雨量746mm



出典：朝霞市水害ハザードマップ(令和3年2月発行)

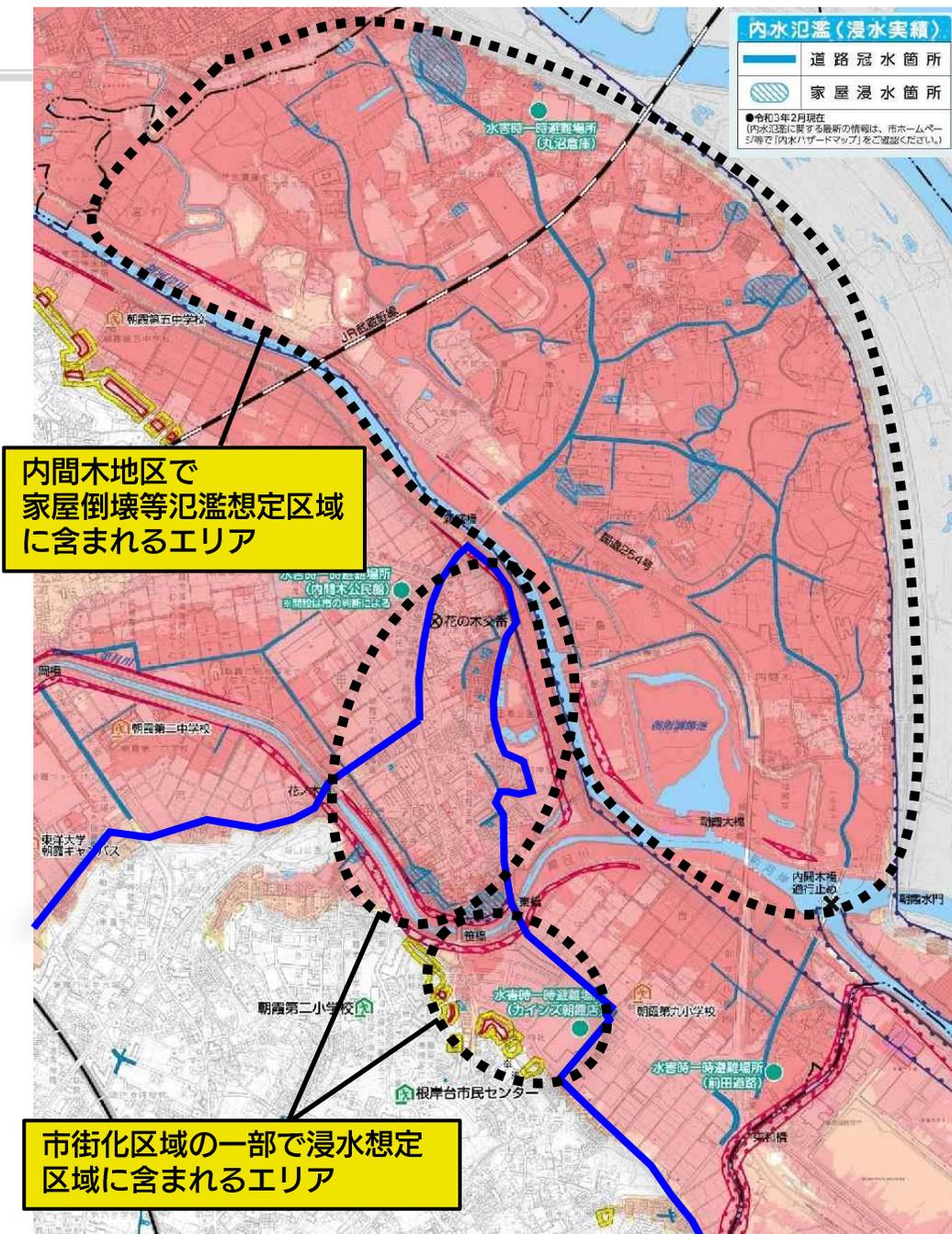
■水害ハザード（内間木地域）

特に内間木地区（市街化調整区域）は家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれ、家屋が流出、倒壊するおそれがあり、道路冠水や家屋浸水被害の実績もある

市街化区域内においても浸水想定区域に含まれるエリアが一部みられるが、根岸台三丁目（あさかリードタウン）では、大規模な雨水浸透・貯留施設の設置等の浸水対策が講じられている。

出典：朝霞市水害ハザードマップ（令和3年2月発行）

※市街化区域ラインは事務局にて加筆（）



土砂災害ハザードは台地と低地の境目となる部分に集中しており、建築物の構造規制等が講じられるレッドゾーンも存在する

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

◇ 指定条件（急傾斜地の崩壊の場合）

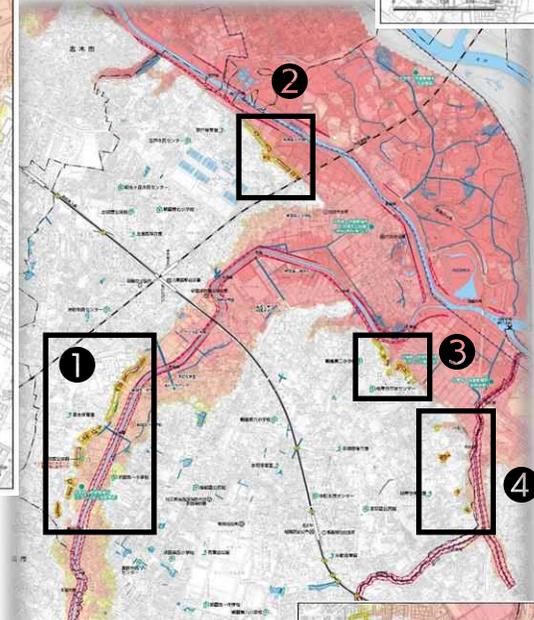
- ・ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（ただし50mを超える場合は50m）以内の区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等の措置が講じられます。



案内図

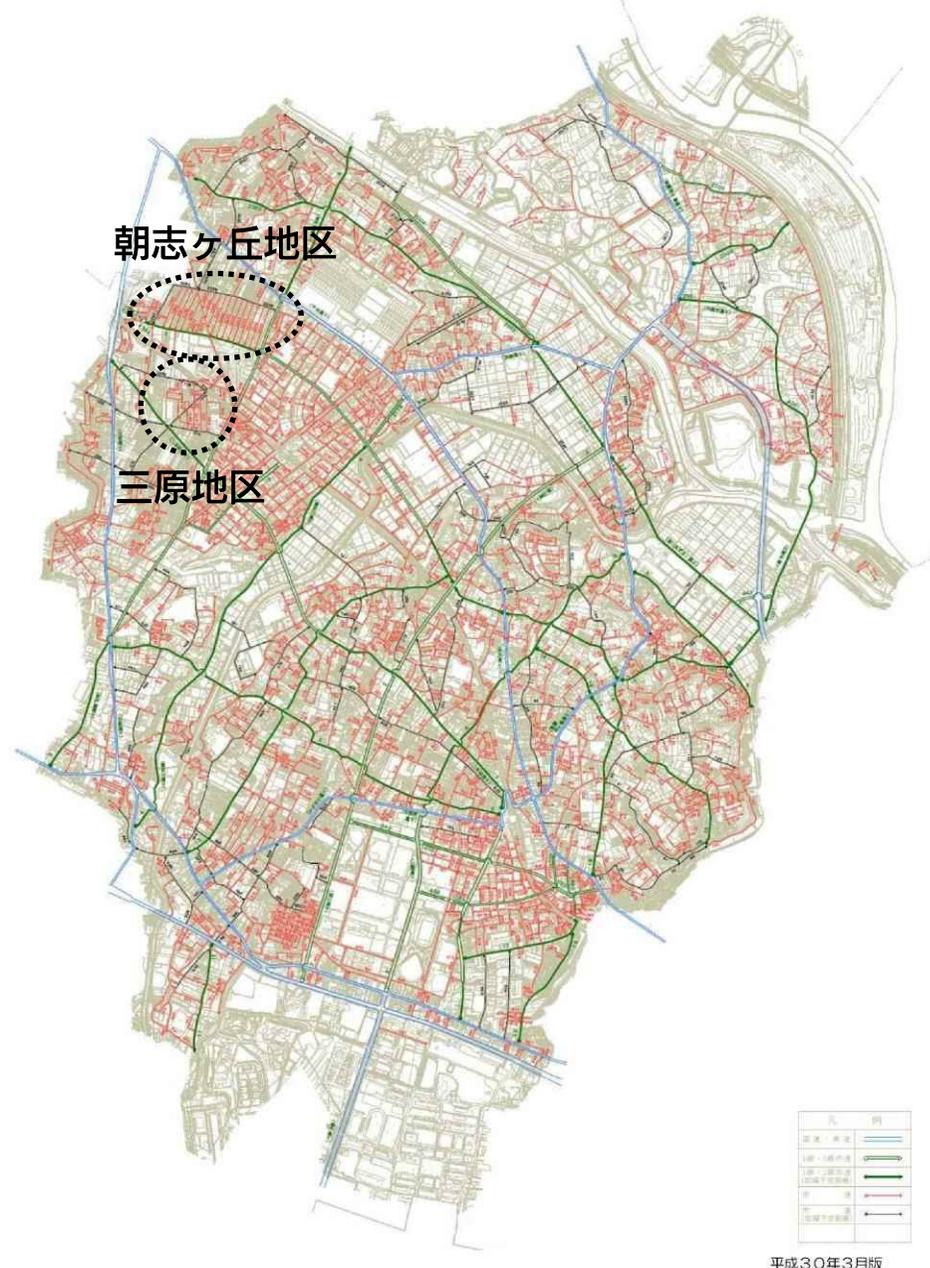


土砂災害	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
避難施設	
	避難所兼緊急避難場所
	緊急避難場所
	避難所、緊急避難場所 (洪水時使用不可)

■住宅が密集している地区

朝志ヶ丘地区、三原地区などについては、木造住宅が密集し、道路や公園等の都市基盤が不足しており、火災発生時の延焼リスクなどが他地区と比較して高いものと想定される。

<朝霞市道路網図> 供用済み(2018年3月時点)の路線を表示



平成30年3月版

項目	現状と課題の内容
水害ハザード	<ul style="list-style-type: none">・黒目川流域の低地部及び内間木地域に水害ハザードあり・特に内間木地区（市街化調整区域）は全体的に家屋倒壊等氾濫想定区域・市街化区域の一部では浸水想定エリアに含まれるが浸水対策も講じられている
土砂災害ハザード	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害ハザードは台地と低地の境目となる部分に集中しており、レッドゾーンも存在
住宅が密集している地区	<ul style="list-style-type: none">・朝志ヶ丘地区、三原地区などは、木造住宅が密集し、火災発生時の延焼リスクなどが他地区と比較して高いものと想定される



- 災害リスクの少ない安全な場所へ中長期的に居住を誘導していく
- 市街地の防災性を高める市街地整備の方向性をとりまとめる
- 災害リスクが見込まれる内間木地区等は、市街化調整区域であっても立地適正化計画で定める防災指針にて一定の防災対策の状況を取りまとめる（立地適正化計画は市街化区域を対象とすることが一般的）

③目指すべき都市の骨格構造の検討

将来都市構造は都市計画マスタープランを踏襲 都市拠点・地域拠点を中心に都市機能誘導区域を設定

【将来のまちの骨格 (将来都市構造)】 (出典：朝霞市都市計画マスタープラン)

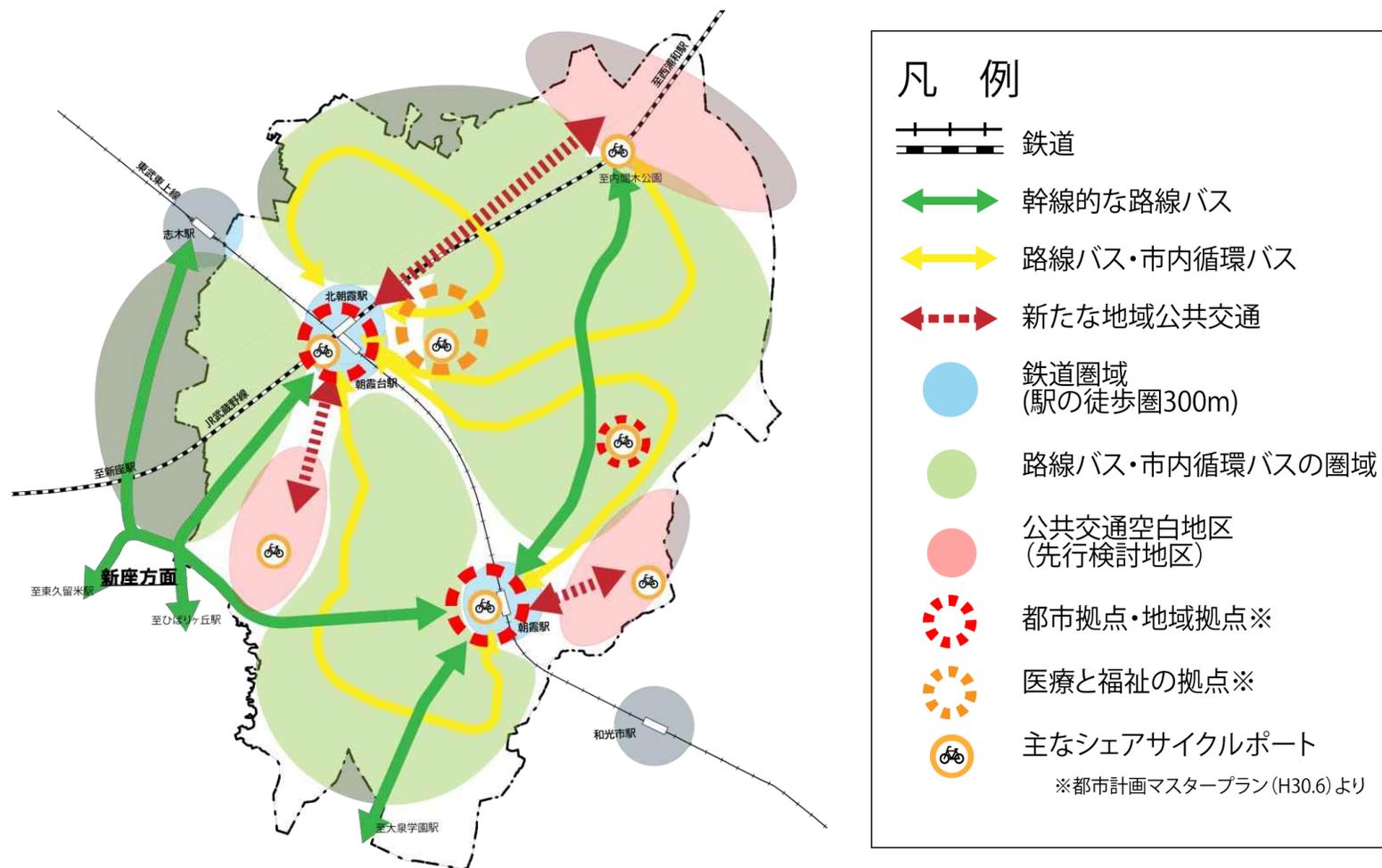


- 「拠点」**
- 都市拠点…鉄道交通の利便性を生かした本市の中心的な拠点
 - 地域拠点…都市拠点から遠距離にある地域のために都市機能を集約する拠点
 - 医療と福祉の拠点
…市民の健康づくりに資する施設の集約的立地を図る拠点
 - 緑の拠点…まとまった緑地を保全する拠点

- 「ゾーン」**
- 市街化区域
 - 商業系ゾーン…経済活動の場や住宅地として適正な土地利用を図る市街化区域
 - 工業系ゾーン
 - 住居系ゾーン
 - 市街化調整区域など
 - 自然空間保全ゾーン…水辺空間や緑の保全と、周辺環境に調和するレクリエーション活動の場
 - 緑地景観保全ゾーン…水と緑の軸と一体的に自然環境及び景観の保全・創出を図る場
 - 自然と共存する公共公益施設等ゾーン…良好な自然環境を保全しながら、拠点的な公共公益施設の立地を図る場
 - 自然と調和のとれたまちづくりゾーン…自然資源を保全しながら、既存の集落地環境の維持・向上、広域交通軸を生かした土地利用を一体的に図る場
- 「地区」**
- 新たな拠点形成地区…多面的な活用が期待される地域の交流と活性化を図る地区
 - まちづくり重点地区…地域経済の活性化や雇用の創出などに資する土地利用を図る地区
 - 新市街化地区…都市農地などを生かした良好な住環境の形成を促進する地区
- 「都市軸」**
- 広域交通軸 (国道) 整備済区間/未整備区間…主に隣接都市との広域的交流を促進する軸
 - 地域交通軸 (県道・主要生活道路・都市計画道路) 整備済区間/未整備区間/見直し検討区間 (橙色)…広域交通軸を補完し、各拠点を結ぶ市内の道路ネットワーク軸
 - 水と緑の軸…水と緑を主にした自然的要素とふれあえる空間づくりを促進する軸

公共交通軸の設定は地域公共交通計画と整合・連携 バス路線沿線の人口密度を維持し、公共交通の持続性を確保

【目指すべき地域公共交通体系】 (出典：朝霞市地域公共交通計画)



凡 例

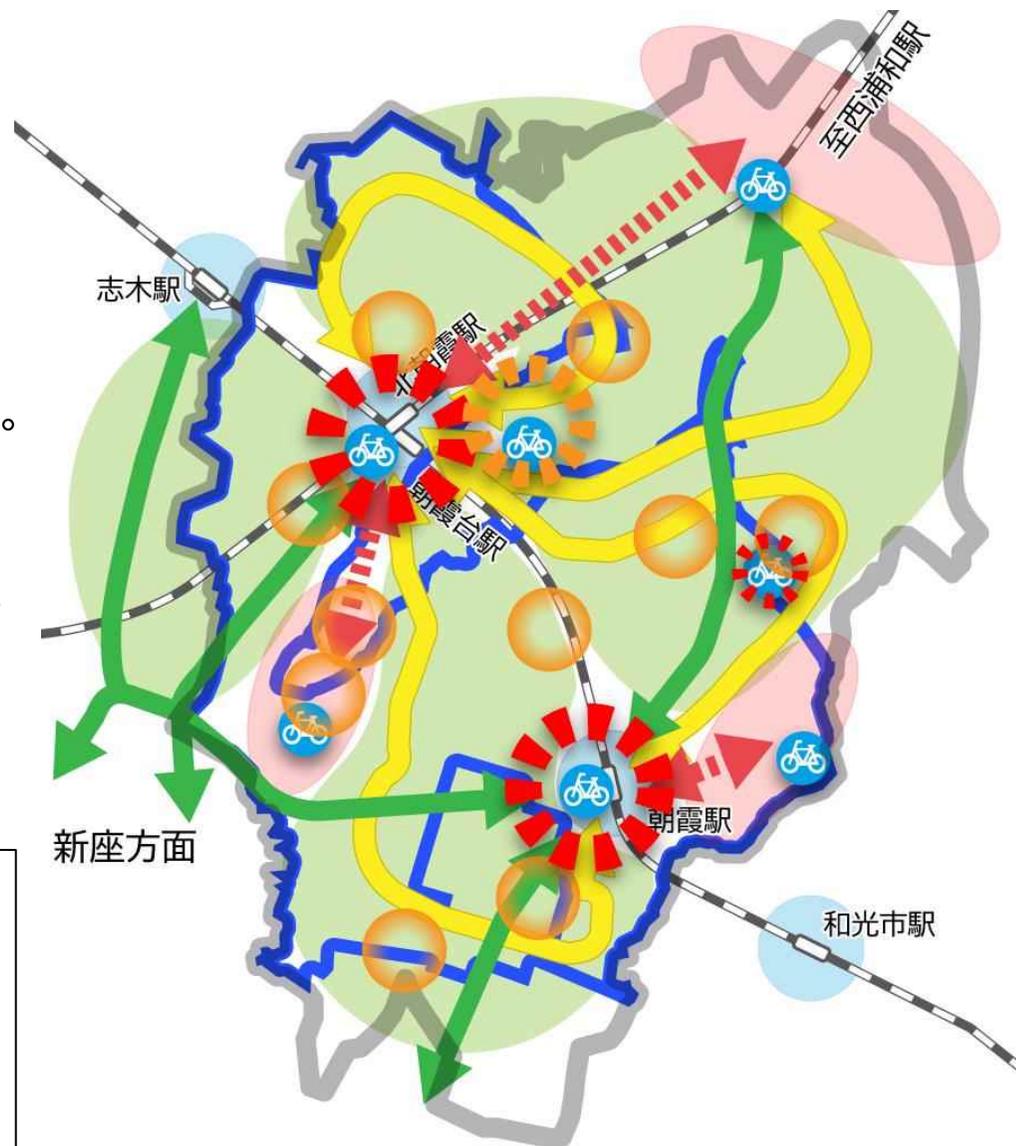
-  鉄道
-  幹線的な路線バス
-  路線バス・市内循環バス
-  新たな地域公共交通
-  鉄道圏域
(駅の徒歩圏300m)
-  路線バス・市内循環バスの圏域
-  公共交通空白地区
(先行検討地区)
-  都市拠点・地域拠点※
-  医療と福祉の拠点※
-  主なシェアサイクルポート
※都市計画マスタープラン(H30.6)より

都市マス拠点配置＋公共交通計画の交通軸を踏まえたC+Nの骨格構造を目指します。

目指すべき都市の骨格構造のイメージ

基本的な方針

- 都市拠点に都市機能を誘導し拠点性を高めます。
- 交通利便性の高いバス路線沿線に居住を誘導し公共交通の持続性を高めます。
- 朝霞版C+Nとして、
 - ①シェアサイクル活用を含むマルチモーダルな交通ネットワークを形成します。
 - ②拠点内のウォークブル化を推進します。
 - ③小学校周辺の交通安全対策を推進します。



	幹線的な路線バス		都市拠点・地域拠点
	路線バス・市内循環バス		医療と福祉の拠点
	新たな地域公共交通		主なシェアサイクルポート
	鉄道圏域 (駅の徒歩圏300m)		小学校
	路線バス・市内循環バスの圏域		市街化区域
	公共交通空白地区 (先行検討地区)		

都市マスの都市拠点を核に、市民・来街者がアクセスしやすく、 徒歩圏で回遊できる範囲に都市機能を誘導

都市機能の誘導に向けた拠点形成方針・都市機能誘導区域設定方針

都市拠点

朝霞駅周辺

拠点形成方針

○駅や市役所周辺の交通利便性や公共公益機能の集積を活かした拠点形成

区域設定方針
(案)

○駅徒歩圏＋市役所周辺が基本
○ウォーカブルなまちなかづくりに
取り組むエリアを包含し「朝霞駅周辺
エリアの未来ビジョン」の推進を後
押し

重点的な拠点形成（積極的な施策展開！）

誘導施設設定
方針
(案)

○本市の広域的かつ駅を中心とした生活圏の核となる拠点として、
交通アクセスの利便性が高い場所に立地することが望ましい公共公益機能、
商業機能や生活サービス機能(医療・福祉・子育て等)を誘導施設に設定
○ウォーカブルなまちづくりを支援する市独自の誘導施設（カフェ・飲食店、
休憩施設等）を設定することも検討（市独自の誘導施策の検討が必要）

都市拠点

北朝霞・朝霞台駅周辺

○乗換駅としての交流人口の多さや、
駅勢圏の広域性を活かした拠点形成

○駅徒歩圏が基本
○上記周辺における拠点形成事業等
（旧溝沼浄水場跡地における複合施
設整備）を踏まえた区域設定を検討

地域拠点

根岸台3丁目

○東部・内間木地域
の最寄拠点として
の役割を担う

○くみまちMALL周辺
の商業用途が基本

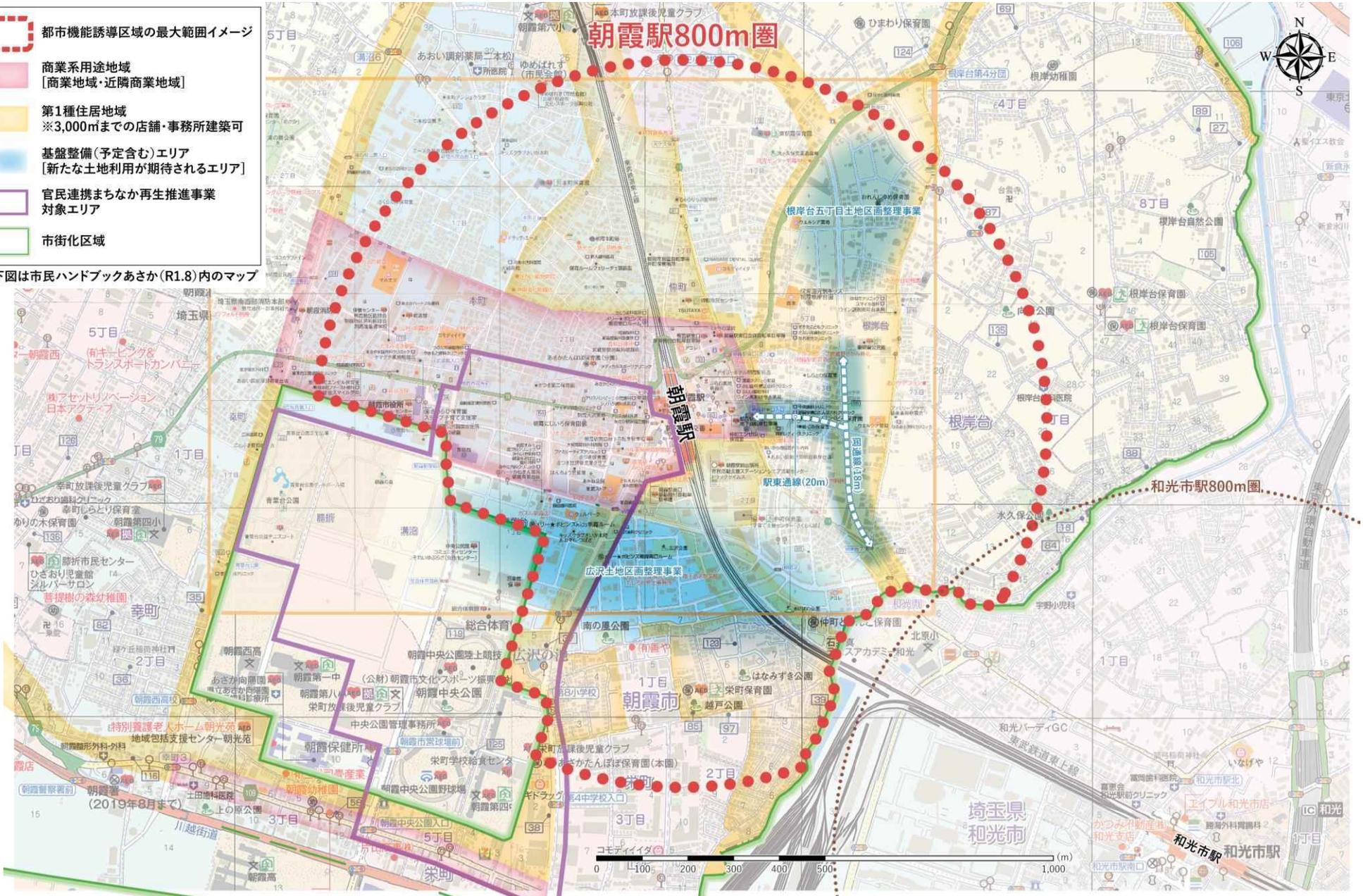
拠点機能の維持

○既存機能を基本に
誘導施設を設定

都市機能誘導区域の範囲イメージ (朝霞駅周辺)

-  都市機能誘導区域の最大範囲イメージ
-  商業系用途地域
[商業地域・近隣商業地域]
-  第1種住居地域
※3,000mまでの店舗・事務所建築可
-  基盤整備(予定含む)エリア
[新たな土地利用が期待されるエリア]
-  官民連携まちなか再生推進事業
対象エリア
-  市街化区域

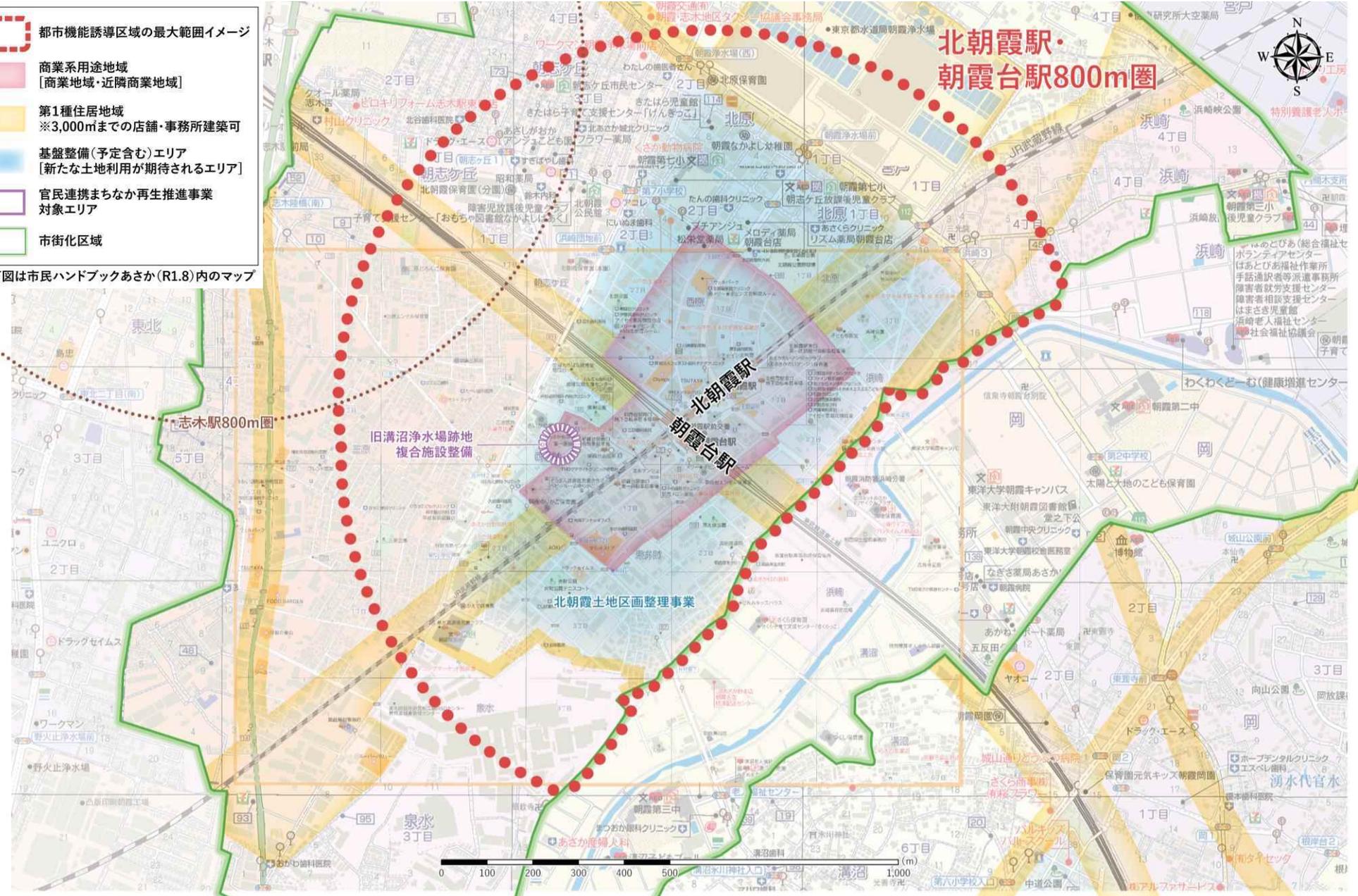
※下図は市民ハンドブックあさか(R1.8)内のマップ



都市機能誘導区域の範囲イメージ (北朝霞・朝霞台駅周辺)

-  都市機能誘導区域の最大範囲イメージ
-  商業系用途地域
[商業地域・近隣商業地域]
-  第1種住居地域
※3,000mまでの店舗・事務所建築可
-  基盤整備(予定含む)エリア
[新たな土地利用が期待されるエリア]
-  官民連携まちなか再生推進事業
対象エリア
-  市街化区域

※下図は市民ハンドブックあさか(R1.8)内のマップ



広域[全市]・中域[駅を中心とした生活圏]的に利用が想定され、アクセスしやすい拠点にあると望ましい機能を基本に誘導施設を検討

【誘導施設の設定例（埼玉県内の事例）】

都市	公共施設	商業施設	医療施設	その他施設
志木市	市役所、総合福祉センター、図書館等	商業施設(1千㎡以上)	病院(100床以上)	—
戸田市	市役所、文化会館、図書館、博物館等	商業施設(3千㎡以上)	病院(20床以上)	銀行・信用金庫（窓口機能あり）
川越市	—	商業施設(5千㎡以上) スーパー(1.5千㎡以上) レクリエーション施設	病院(20床以上)	地域包括支援センター、 保育所等、生涯学習施設(大学サテライトキャンパス)等
坂戸市	市役所、図書館、文化施設・文化会館等	商業施設(5千㎡以上) スーパー(1千㎡以上)	病院(20床以上)	銀行・郵便局、小規模保育施設
東松山市	市役所、地域交流センター、図書館、子育て支援拠点等	商業施設(3千㎡超) スーパー(1～3千㎡)	診療所(内科・外科・小児科・産科・産婦人科)	地域包括支援センター 銀行・信用金庫、郵便局等
本庄市	市役所、市民活動センター、総合支所等	商業施設(1万㎡以上)	病院(20床以上) 診療所(小児科・産科)	地域包括支援センター、 保育所等

災害リスクが低く、公共交通利便が高いエリアに居住を誘導 （当面は市街化区域の人口密度・生活サービス水準を維持）

朝霞版C+Nの実現を念頭に置き、交通施策等と連動する形で居住誘導区域の性格づけを検討
（下記は例示であり、検討委員会や都市計画審議会等の意見を踏まえ、検討を深める）

駅周辺や 利便性の高い バス路線沿線

- 多様な世代の居住誘導を積極的に図る区域
- 徒歩・公共交通中心でも利便性の高い生活が享受できる駅1km圏や基幹バス300m圏(ex.運行本数往復60本以上)を中心に設定

小学校周辺

- 子育て世代の居住誘導を図る区域
- 小学校周辺の通学路にて重点的な交通安全対策を進め、安全安心な子育て環境を確保

その他 市街化区域 （居住環境維持）

- 現在の市街地密度の維持を図り、バス路線のサービス水準の維持・向上を図る区域
- 多様な交通手段も含めて移動環境を確保
- 市街化区域内のバス路線沿線を基本として、ハザードエリアを除く範囲を設定